

日本鐵鋼協會要錄

昭和 20 年 4 月 3 日

目 次

I. 本 會 の 創 立	1
II. 創 立 後 役 員 の 異 動	1
III. 本 會 事 務 所 の 異 動	5
IV. 本 會 の 事 業	5
1. 會 誌 の 發 行	5
2. 講 演 會	6
3. 調 査 及 建 議 事 項	7
4. 研 究 部 會 の 開 催	9
5. 表 彰	12
6. 名 譽 會 員 の 推 薦	18
7. 故 製 鐵 功 勞 者 追 悼	18
8. 術 語 撰 定 事 業	19
9. 紀 元 2600 年 記 念 事 業 — 鐵 鋼 要 覽 の 上 梓	19
10. 所 藏 圖 書 及 雜 誌	19
11. 日 本 標 準 規 格 諸 表 印 刷 發 行	19
12. 日 本 鐵 鋼 標 準 資 料 頒 布	19
13. 製 鐵 製 鋼 用 參 考 品 展 覽 會 の 開 設	20
14. 日 本 工 學 會 に 關 する 主 なる 會 合	20
V. 本 會 々 員 の 類 別 及 會 員 數 の 增 減	20
VI. 本 會 資 産 の 增 減	21
VII. 現 行 日 本 鐵 鋼 協 會 定 款 並 に 諸 規 定	23

社 團 法 人

日 本 鐵 鋼 協 會

東京 都 千 代 田 區 丸 內 2 丁 目 10 番 地 仲 14 號 館 1 號

電 話 丸 內 (23) 3626 番

昭和10年以降同20年迄本會歷代會長肖像



故 水谷叔彦君



故 齋藤大吉君



吉川晴十君



渡邊三郎君



松下長久君

日本鐵鋼協會要錄

(昭和20年迄)

I. 本會の創立

日本鐵鋼協會は大正4年2月6日の創立に係り本年2月を以て滿30周年に達した。創立前大正3年6月故工學博士野呂景義、工學博士香村小録、工學博士今泉嘉一郎、工學博士俵國一の4氏相會し本邦に於ける鐵鋼事業の發達を助成する目的を以て一の協會を組織せんことを協議し後工學博士服部漸氏を加へ5氏主唱者となり鐵鋼に關係ある各方面の人士に謀り50餘名の賛成を得て之を發起人とし大正3年10月4日發起人會を開き創立主旨書及定款草案を作製し之を各方面に配布し會員を募集し總數700名に達した。超へて大正4年2月6日京橋區加賀町日本鑛業會館に於て創立總會を開き最初1ヶ年間は法人組織とすることを見合せ理事5名、評議員40名を選挙し理事の互選により野呂景義氏を理事長に推選し今泉嘉一郎、香村小録、俵國一、寺野精一の4氏が理事に就任した。次で大正5年3月25日第1回通常總會を開き本會定款を改正し社團法人に改め理事5名の内1名を會長とし野呂景義氏第1次會長に就任し茲に社團法人日本鐵鋼協會の基礎は確立した。以下創立後今日に至る迄の變遷並に事業の状況を概述することゝしよう。

尙本會定款第1條の規定に基き昭和14年3月關西支部の開設を始めとし、昭和19年8月以降下記の各支部を相次で設置した。

北海道支部(室蘭市) 東北支部(仙臺市)。
北陸支部(富山市) 東海支部(名古屋市)。
中國支部(廣島市) 九州支部(八幡市)。

II. 創立後役員の変動

(i) 會長

第1次 自大正5年4月至大正7年3月 故野呂 景義君
第2次 自大正7年4月至大正9年3月 故今泉嘉一郎君
第3次 自大正9年4月至大正11年3月 故香村 小録君
第4次 自大正11年4月至大正13年3月 俵 國一君
第5次 自大正13年4月至大正15年3月 河村 曉君
第6次 自大正15年4月至昭和3年3月 故鹽田 泰介君
第7次 自昭和3年4月至昭和5年3月 故服部 漸君
第8次 自昭和5年4月至昭和7年3月 俵 國一君

第9次 自昭和7年4月至昭和9年3月 河村 曉君
第10次 自昭和9年4月至昭和10年11月 故野田 鶴雄君
第11次 自昭和11年4月至昭和13年3月 水谷 叔彦君
第12次 自昭和13年4月至昭和15年3月 齋藤 大吉君
第13次 自昭和15年4月至昭和17年3月 渡邊 三郎君
第14次 自昭和17年4月至昭和19年3月 松下 長久君
第15次 自昭和19年4月至現 在 吉川 晴十君

(ii) 副會長

第1次 自昭和15年6月至昭和17年3月 吉川 晴十君
第2次 自昭和17年4月至昭和19年3月 三島 徳七君
第3次 自昭和19年4月至現 在 田村 宣武君

(iii) 理事

自大正4年2月至大正12年9月 故野呂 景義君
自大正4年2月至大正15年3月 故今泉嘉一郎君
自大正4年2月至大正8年6月 故香村 小録君
自大正4年2月至昭和7年3月 俵 國一君

(以後前會長として理事會に出席)

自大正4年2月至大正8年6月 故寺野 精一君
自大正8年6月至昭和3年3月 故鹽田 泰介君
自大正12年11月至昭和9年3月 河村 曉君

(以後前會長として理事會に出席)

自大正15年4月至昭和7年3月 故種子田右八郎君
自大正15年4月至昭和3年2月
自昭和5年4月至昭和7年3月
自昭和9年4月至昭和11年3月
自昭和12年4月至昭和15年3月
自昭和15年4月至昭和17年3月

渡邊 三郎君

(以後前會長として理事會に出席)

自昭和3年4月至昭和5年3月 故服部 漸君
自昭和5年4月至昭和7年3月
自昭和9年4月至昭和11年3月
自昭和13年4月至昭和15年3月
自昭和17年4月至昭和19年3月
自昭和7年4月至昭和9年3月
自昭和11年4月至昭和13年3月

松下 長久君

水谷 叔彦君

(以後前會長として理事會に出席)

自昭和9年4月至昭和10年11月 故野田 鶴雄君

自昭和9年4月至昭和11年3月	} 吉川 晴十君	自昭和12年2月至昭和15年3月	} 三島 徳七君
自昭和13年4月至昭和15年3月		自昭和15年6月至昭和17年3月	
自昭和19年4月至現 在		自昭和9年7月至昭和10年3月	
自昭和11年4月至昭和15年3月	山縣 愷介君	自昭和12年2月至昭和15年6月	} 田中 清治君
自昭和13年4月至昭和15年4月	齋藤 大吉君	自昭和17年4月至昭和19年3月	
(以後前會長として理事會に出席)			
自昭和15年4月至昭和17年3月	井村 竹市君	自昭和12年2月至昭和15年6月	} 山田良之助君
自昭和15年4月至昭和17年4月	鹽澤正 一君	自昭和12年2月至昭和15年6月	
自昭和15年4月至昭和17年3月	} 田中 清治君	自昭和17年4月至現 在	鹽澤 正一君
自昭和19年4月至現 在		自昭和15年6月至昭和17年3月	} 池田 正二君
自昭和15年6月至昭和17年3月	} 石田 四郎君	自昭和19年4月至現 在	
自昭和19年4月至現 在		自昭和15年6月至昭和17年3月	} 石原 善雄君
自昭和15年6月至昭和17年3月	山田良之助君	自昭和19年4月至現 在	
自昭和17年4月至昭和19年3月	三島 徳七君	自昭和15年6月至昭和17年3月	} 網谷 俊平君
自昭和17年4月至昭和19年3月	網谷 俊平君	自昭和19年4月至現 在	
自昭和17年4月至昭和19年3月	池田 正二君	自昭和15年6月至昭和17年3月	} 志村 繁隆君
自昭和17年4月至昭和19年3月	石原 善雄君	自昭和19年4月至現 在	
自昭和17年4月至昭和19年3月	志村 繁隆君	自昭和17年4月至昭和19年3月	石田 四郎君
自昭和17年4月至昭和19年3月	藤村 哲之君	自昭和17年4月至昭和19年3月	志村清次郎君
自昭和19年4月至現 在	田村 宜武君	自昭和17年4月至現 在	俵 信次君
自昭和19年4月至現 在	足立 逸次君	自昭和19年4月至現 在	吉城 肇蔚君
自昭和19年6月至現 在	石田 稔君		
自昭和19年4月至現 在	甲藤 新君		
自昭和19年6月至現 在	金谷 三松君		
自昭和19年4月至現 在	佐々川 清君		

(iv) 監 事

自昭和11年5月至昭和12年3月	河村 驥君
自昭和11年5月至昭和13年3月	島岡亮太郎君
自昭和12年4月至昭和14年3月	故西村小次郎君
自昭和13年4月至昭和13年11月	故濱田 彪君
自昭和14年1月至昭和15年3月	井上禧之助君
自昭和14年3月至昭和16年3月	故堤 正義君
自昭和15年4月至昭和17年3月	松下 長久君
自昭和16年4月至昭和18年3月	水谷 叔彦君
自昭和17年4月至昭和19年3月	吉川 晴十君
自昭和18年4月至昭和20年3月	渡邊 三郎君
自昭和19年4月至現 在	三島 徳七君
自昭和20年4月至現 在	川上 義弘君

(v) 常務委員

自大正10年5月至大正12年11月	河村 驥君
自昭和4年1月至昭和5年8月	川上 義弘君
自昭和5年2月至昭和7年8月	室井嘉治馬君
自昭和5年8月至昭和10年3月	

(vi) 評 議 員

故今泉嘉一郎君	自大正4年2月	至大正5年3月
故服部 漸君	自大正4年2月	至昭和3年3月
故原田 鎮治君	自大正4年2月	至昭和6年12月
故萩原 時次君	自大正4年2月	至大正8年2月
故堀 悌三郎君	自大正4年2月	至大正12年3月
故堀田連太郎君	自大正4年2月	至大正4年12月
故細田 岩彌君	自大正4年2月	至大正11年3月
故押川 則吉君	自大正4年2月	至大正7年2月
故大島道太郎君	自大正4年2月	至大正10年10月
故渡邊 渡君	自大正4年2月	至大正8年6月
故渡邊芳太郎君	{ 自大正4年2月	至大正7年3月
	{ 自大正9年4月	至大正12年9月
故○門野重九郎君	自大正4年2月	至現 在
○桂 辨三君	自大正4年2月	至現 在
故吉川 雄輔君	自大正4年2月	至大正15年3月
故横堀治三郎君	自大正4年2月	至昭和11年3月
故横山久太郎君	自大正4年2月	至大正8年3月
俵 國一君	自大正4年2月	至大正5年3月
故團 琢麿君	自大正4年2月	至大正7年3月
故田中長兵衛君	自大正4年2月	至大正13年3月
故田中 不二君	自大正4年2月	至大正9年3月
故堤 正義君	{ 自大正4年2月	至大正7年3月
	{ 自大正10年4月	至昭和14年3月

	自昭和16年4月	至現	在	○大河內正敏君	自大正8年4月	至現	在
中大路代道君	自大正4年2月	至大正14年3月		故黑板傳作君	自大正9年4月	至大正13年3月	
故中村雄次郎君	自大正4年2月	至大正10年3月		故島川文八郎君	自大正9年4月	至大正9年9月	
故野呂義景君	自大正4年2月	至大正5年3月		故川合得二君	自大正9年4月	至大正13年3月	
故野田鶴雄君	自大正4年2月	至昭和9年3月		故大塚榮吉君	自大正9年4月	至昭和13年3月	
故葛藏治君	自大正4年2月	至大正12年8月		高洲清二君	自大正9年4月	至大正15年3月	
故牧田環君	自大正4年2月	至大正9年3月		三好重道君	自大正9年3月	至大正10年5月	
	自大正11年4月	至昭和18年3月		坂本正治君	自大正11年11月	至昭和14年3月	
故香村小録君	自大正4年2月	至大正5年3月		松浦善助君	自大正10年5月	至大正11年3月	
故寺野精一君	自大正4年2月	至大正5年3月		故磯村豊太郎君	自大正10年4月	至昭和2年3月	
	自大正8年6月	至大正12年1月		○井上匡四郎君	自大正10年4月	至昭和15年2月	
齋藤大吉君	自大正4年2月	至昭和13年3月		江藤捨三君	自大正10年4月	至現	在
坂湛君	自大正4年2月	至大正9年3月		渡邊三郎君	自大正10年4月	至昭和8年3月	
故阪田貞一君	自大正4年2月	至大正9年12月		故河村曉君	自大正11年4月	至大正15年3月	
故岸本吉右衛門君	自大正4年2月	至大正13年3月		故內田德郎君	自大正11年4月	至大正12年11月	
水谷叔彦君	自大正4年2月	至昭和7年3月			自大正11年4月	至大正15年3月	
故鹽田泰介君	自大正4年2月	至大正8年6月			自昭和2年4月	至昭和4年3月	
	自大正4年2月	至大正10年3月		○工藤治人君	自大正11年4月	至現	在
○鳥安次郎君	自大正14年4月	至現	在	○本多光太郎君	自大正12年4月	至現	在
○鳥岡亮太郎君	自大正4年2月	至現	在	故向井哲吉君	自大正12年4月	至昭和12年3月	
故日向庄作君	自大正4年2月	至昭和2年3月		故福田庸雄君	自大正12年4月	至昭和2年3月	
故森岡平右衛門君	自大正4年2月	至大正12年3月		○末兼要君	自大正12年4月	至現	在
森下義央君	自大正4年3月	至大正12年3月		故宗像十郎君	自大正12年11月	至大正15年3月	
故種子田右八郎君	自大正5年4月	至大正15年4月		加藤榮君	自大正12年11月	至昭和11年3月	
	自昭和7年4月	至昭和8年11月		梅野實君	自大正12年11月	至昭和7年3月	
	自大正5年4月	至大正7年3月		○川上義弘君	自大正13年4月	至現	在
○田宮嘉右衛門君	自昭和5年4月	至現	在	故寒川恒貞君	自大正13年4月	至現	在
萩尾傳君	自大正5年4月	至大正8年3月		杉村伊兵衛君	自大正13年4月	至昭和7年3月	
故水橋義之助君	自大正5年4月	至大正8年3月		故松田貞治郎君	自大正14年4月	至昭和16年1月	
梅岡正吉君	自大正5年4月	至大正7年3月		故伊藤乙次郎君	自大正15年4月	至昭和7年3月	
	自大正5年4月	至大正13年3月		故西村小次郎君	自大正15年4月	至昭和13年3月	
○鮎川義介君	自昭和2年4月	至現	在		自昭和14年4月	至現	在
故山田直矢君	自大正7年4月	至大正9年4月		故久保田省三君	自大正15年4月	至昭和19年3月	
加茂正雄君	自大正7年4月	至大正13年3月		○中井勵作君	自大正15年4月	至現	在
河合佐兵衛君	自大正7年4月	至大正9年3月		永田五郎君	自大正15年4月	至昭和11年3月	
故高壯吉君	自大正7年4月	至大正9年3月		秋山正八君	自大正15年8月	至昭和5年3月	
故松田萬太郎君	自大正7年4月	至大正15年3月		○景山齋君	自昭和2年4月	至現	在
	自大正7年4月	至昭和14年3月		立石信郎君	自昭和2年4月	至昭和5年11月	
○井上馨之助君	自昭和15年4月	至現	在	三輪時雄君	自昭和2年4月	至昭和12年3月	
中島久萬吉君	自大正8年4月	至大正12年3月		○故井上克巳君	自昭和2年4月	至現在(昭和20死亡)	
今村甚一君	自大正8年4月	至大正12年3月		故濱田彪君	自昭和2年4月	至昭和13年3月	
松下長久君	自大正8年4月	至昭和5年3月		林幾太郎君	自昭和2年4月	至昭和7年3月	
三宅百太郎君	自大正8年4月	至大正9年3月		川部孫四郎君	自昭和2年4月	至昭和7年3月	
	自大正8年4月	至大正12年3月		吉川晴十君	自昭和2年4月	至昭和9年3月	
一色虎兒君	自大正14年4月	至昭和14年3月		故永留小太郎君	自昭和2年4月	至昭和5年12月	

○梅根常三郎君	自昭和2年4月	至現	在	○大村 正篤君	自昭和13年4月	至現	在
○黒田 泰造君	自昭和2年4月	至現	在	○吉岡 保貞君	自昭和13年4月	至現	在
○伍堂 卓雄君	自昭和2年4月	至現	在	○栗本勇之助君	自昭和13年4月	至現	在
故湯川 寛吉君	自昭和2年4月	至昭和5年8月		○松田 義一君	自昭和13年4月	至現	在
故今岡純一郎君	自昭和2年4月	至昭和9年10月		○松本與三郎君	自昭和13年4月	至現	在
西野惠之助君	自昭和2年4月	至昭和12年3月		○足立 泰雄君	自昭和13年4月	至現	在
大出 善一君	自昭和2年4月	至昭和8年6月		紀伊 壽次君	自昭和13年4月	至昭和15年3月	
故大石 源治君	自昭和2年4月	至昭和8年4月		○斯波孝四郎君	自昭和13年4月	至現	在
○吉田 豊彦君	自昭和2年4月	至現	在	尾藤加勢士君	自昭和13年4月	至昭和19年3月	
故鶴瀨新五君	自昭和2年4月	至現	在	○石原廣一郎君	自昭和13年4月	至現	在
故斯波忠三郎君	自昭和2年4月	至昭和6年3月		梶山 又吉君	自昭和13年4月	至昭和15年3月	
故白石元治郎君	自昭和2年4月	至現	在	○山根 新次君	自昭和14年4月	至現	在
金原 信泰君	自昭和4年4月	至昭和12年3月		○的場 幸雄君	自昭和14年4月	至現	在
舟越楫四郎君	自昭和4年4月	至昭和6年3月		○井上長太夫君	自昭和14年4月	至現	在
○石川登喜治君	自昭和5年4月	至現	在	○杉 政人君	自昭和15年2月	至現	在
山下 興家君	自昭和5年4月	至昭和9年3月		○石原 善雄君	自昭和15年4月	至昭和17年3月	
○小倉 正恒君	自昭和5年10月	至現	在	○石原米太郎君	自昭和15年4月	至現	在
故小田切延壽君	自昭和6年2月	至昭和13年3月		○池田 正二君	自昭和15年4月	至昭和17年3月	
○渡邊 義介君	自昭和6年4月	至現	在	○伊集院清彦君	自昭和16年2月	至現	在
○金子 恭輔君	自昭和6年4月	至現	在	橋本 芳雄君	自昭和15年4月	至昭和17年3月	
○室井嘉治馬君	自昭和6年4月	至現	在	○西山彌太郎君	自昭和15年4月	至現	在
岩瀬 徳藏君	自昭和7年4月	至昭和13年3月		徳永 晋作君	自昭和15年4月	至昭和17年3月	
井口庄之助君	自昭和7年4月	至昭和13年3月		大崎 新吉君	自昭和15年4月	至昭和17年3月	
○横田 文吉君	自昭和7年4月	至現	在	○高橋 正雄君	自昭和15年4月	至現	在
林 狷之介君	自昭和7年4月	至昭和13年3月		○中田 義算君	自昭和15年4月	至現	在
永安晋次郎君	自昭和7年4月	至昭和9年2月		○中村 道方君	自昭和15年4月	至現	在
○村上武次郎君	自昭和7年4月	至現	在	○中山 悦治君	自昭和15年4月	至現	在
故濫澤 正雄君	自昭和7年4月	至昭和17年9月		中松 貞郷君	自昭和15年4月	至昭和17年3月	
○戸村 理順君	自昭和8年4月	至現	在	打越 光保君	自昭和15年4月	至昭和17年3月	
大森治一郎君	自昭和8年4月	至昭和11年3月		○久保田權四郎君	自昭和15年4月	至現	在
石原寅次郎君	自昭和9年2月	至昭和14年3月		○山崎 章君	自昭和15年4月	至現	在
○松本健次郎君	自昭和9年4月	至現	在	○小日山直登君	自昭和15年4月	至昭和19年3月	
○川崎舍恒三君	自昭和9年4月	至現	在	○淺田 長平君	自昭和15年4月	至現	在
朝倉 希一君	自昭和9年4月	至昭和13年3月		○齋藤 三三君	自昭和15年4月	至現	在
故井上 順三君	自昭和10年4月	至現	在	○北村保太郎君	自昭和15年4月	至現	在
○二階堂行健君	自昭和10年4月	至現	在	○三島 徳七君	自昭和15年4月	至昭和17年3月	
萩野 友助君	自昭和11年4月	至昭和13年3月		○日高 鑛一君	自昭和15年4月	至現	在
○長谷川熊彦君	自昭和11年4月	至現	在	○伊能 泰治君	自昭和16年4月	至現	在
古井保太郎君	自昭和11年4月	至昭和12年3月		○大谷米太郎君	自昭和16年4月	至現	在
○荒木 宏君	自昭和11年4月	至現	在	○岡野 泰祐君	自昭和16年4月	至現	在
○井村 竹市君	自昭和12年4月	至昭和15年3月		○田所 芳秋君	自昭和16年4月	至現	在
○藤井 寛君	自昭和12年4月	至現	在	○高瀬 孝次君	自昭和16年4月	至現	在
○藤田 俊三君	自昭和12年4月	至現	在				
○澤村 宏君	自昭和12年4月	至現	在				

○中原 津君	自昭和16年4月	至現	在
○宇留野四平君	自昭和16年4月	至現	在
○海野 三朗君	自昭和16年4月	至現	在
○山岡 武君	自昭和16年4月	至現	在
○松原武三郎君	自昭和16年4月	至現	在
○藤原 唯義君	自昭和16年4月	至現	在
○網谷 俊平君	自昭和16年4月	至昭和18年3月	在
	自昭和19年4月	至現	在
○齋藤 彌平君	自昭和16年4月	至現	在
佐々川 清君	自昭和16年4月	至昭和19年3月	在
○木村 弘人君	自昭和16年4月	至現	在
○水谷 浩君	自昭和16年4月	至現	在
○志村 繁隆君	自昭和16年4月	至昭和18年3月	在
	自昭和19年4月	至現	在
○城 正 俊君	自昭和16年4月	至現	在
○廣瀨 政次君	自昭和16年4月	至現	在
○角野 尙徳君	自昭和16年4月	至現	在
○山田良之助君	自昭和17年2月	至現	在
石田 四郎君	自昭和17年2月	至昭和19年3月	在
○島山 藏六君	自昭和17年4月	至現	在
○梶本 金平君	自昭和17年2月	至現	在
故田尻 生五君	自昭和17年4月	至昭和19年3月	在
田中 清治君	自昭和17年4月	至昭和19年3月	在
○向笠 金吾君	自昭和17年4月	至現	在
○前川 清君	自昭和17年4月	至現	在
○鹽澤 正一君	自昭和17年4月	至現	在
○今坂 義雄君	自昭和18年2月	至現	在
○原 邦 造君	自昭和18年2月	至現	在
○俵 信 次君	自昭和19年4月	至現	在
○葛 誠四郎君	自昭和19年4月	至現	在
○藤村 哲之君	自昭和19年4月	至現	在

(vii) 支 部 長

關西支部, 荒木 宏君, 自昭和14年3月至昭和17年1月
川上 義弘君, 自昭和17年1月
北海道支部, 前川 清君, 自昭和18年8月
東北支部, 村上武次郎君,
北陸支部, 荒木 彬君, 自昭和19年12月
東海支部, 川崎舍恒三君,
中國支部, 松田武四郎君,
九州支部, 景山 齋君,

III: 本會事務所の異動

創立當初京橋區山城町工學會館を借受け又大正5年5月芝區南佐久間町2丁目9番地に借家し事務所を設けた

が大正6年5月芝區烏森町4番地に本會々館を建築し其後大正12年9月1日迄之を使用したが同日關東大震災の爲め會館全部烏有に歸し一時丸ノ内永樂町工業俱樂部内鎮山懇會話の一隅に同居してゐたが大正13年11月有樂町三菱東7號館の一室を借受け獨立の事務所を設くるを得た。同所は昭和4年4月市區改正の爲め町名番地變更せられ麴町區丸ノ内3丁目2番地東7號館と改稱された。其後昭和9年1月一時同區同町同番地の三菱21號館に移轉したが昭和11年現所在地たる千代田區丸ノ内2丁目10番地仲14號の1號に移轉した。

IV: 本 會 の 事 業

本會の目的とする處は鐵及鋼に關する學術、經濟其他一切の問題を研究調査し本邦に於ける該事業の改良發達を期するにあるを以て會誌の發行、講演會並に研究部會等の開催に依り製鐵學術及製鐵事業振興策の研究討議を行つてゐる。尙鐵鋼に關する學術、技術の進歩發達に對し又は發明、發見等に依り本邦斯界に顯著なる貢獻をなせるものを表彰し本會所期の目的に沿つて進んでゐる。更に各項に就き以上の業績を要約すれば次の如きものである。

1. 會 誌 の 發 行

創立當初は果して毎月會誌を發行するに必要な資料の蒐集可能なるや疑問視せる已を得ざれば隔月發行の計畫であつたが意外の好結果を收め大正12年9月震災の爲め市内印刷工場復舊迄2回休刊したる外毎月會誌の發行を繼續し殊に昭和12年支那事變勃發以來は國力を擧げて鐵鋼學術の研究に没頭し其の機關も各所に勃興し研究當事者の數は勿論研究論說の内容も著しく改善せられ又一方製鐵經營上並に技術上の著大なる發展に伴ひ之等に關する報文も年と共に増加し來たりたることは慶賀に堪へざる處である。

會誌内容の充實と共にその體裁も亦時代の要求に應じ着々改良せられ大正14年1月(鐵と鋼第11年第1號)より從來の縦組を横組みに改め昭和6年1月(鐵と鋼第17年第1號)より從來の一段組を二段組とし論說以外は6號活字を用ゆることに改め、昭和8年1月(鐵と鋼第19年第1號)より會誌の大きさを「日本標準規格第92號、類別P1. 紙の仕上寸法中A列の4」を採用するに至つた。

然るに支那事變に次で大東亞戰役の勃發以來用紙の極端なる節約は遂に昭和19年4月號より表紙を廢し又、頁數をも從來の200頁より一躍20—24頁に激減を見るに至り、更に昭和19年7月號以降は印刷所の罹災等の

爲め會誌の發行一時停頓の已むなきに至つた。

製鐵業參考資料の發行。右は從來商工省鑛山局にて編纂印刷して官民關係方面へ配布して來たが一般よりの希望甚だしく増加するに至つたので當局より本會にて私費印刷頒布方の交渉があり昭和5年より「鐵と鋼」附録として會員一般へ頒布し一方希望者の豫約を募り實費にて弘く之を頒布してゐる。

臨時刊行物。研究部會其他の重要記事を臨機「鐵と鋼」特輯號或は附録とし或は又單行本として刊行してゐる。

會誌郵稅變更。從來會誌の郵便物取扱法は第四種約束郵便法であつたが昭和7年7月第三種郵便物取扱の認可を得郵稅負擔を輕減するに至つた。然るに今期職役の爲め印刷物の著しき遲滞の爲め昭和20年4月第三種郵便物の指定を取止めらる。(目下銳意挽回に努力中)

創立以來會誌印刷數及論說掲載數

年次	論文數	一ケ年の印刷部數
第1年(大正4年)	42	震災に書類焼失の爲め不詳
第2年(大正5年)	47	
第3年(大正6年)	24	
第4年(大正7年)	30	
第5年(大正8年)	36	
第6年(大正9年)	34	
第7年(大正10年)	28	
第8年(大正11年)	26	
第9年(大正12年)	29	
第12年(大正13年)	36	
第11年(大正14年)	35	16,200
第12年(大正15年)	32	16,210
第13年(昭和2年)	39	16,455
第14年(昭和3年)	38	17,410
第15年(昭和4年)	48	19,630
第16年(昭和5年)	51	19,190
第17年(昭和6年)	72	18,740
第18年(昭和7年)	67	18,760
第19年(昭和8年)	55	22,210
第20年(昭和9年)	48	22,600
第21年(昭和10年)	49	26,400
第22年(昭和11年)	49	28,800
第23年(昭和12年)	63	31,200
第24年(昭和13年)	54	38,400
第25年(昭和14年)	59	46,350
第26年(昭和15年)	56	55,050
第27年(昭和16年)	56	64,400
第28年(昭和17年)	71	74,160

第29年(昭和18年)	79	77,450
第30年(昭和19年)	40	51,100

2. 講演會

講演會は本會創立以來時々開催してゐるが大正13年の頃一時毎月1回以上行ふことを常例とせんとしたが大正14年は恰も本會創立第10周年に相當したので同年10月第10周年記念大會を舉行し之れが記念事業の一として第1回講演大會を舉行した。その結果は頗る盛況を呈したのに鑑みそれを契機とし毎秋1回鐵鋼業の中心地方に於て講演大會開催の事とした。爾來年々之を實行して來たのであるが更に毎年大會を2回行ふことに決定し昭和6年以來春季は本部所在地たる東京に又秋季は地方に於て夫々之を實行し來つてゐる。而して當初より回を重ねること昭和19年4月現在に於て已に31回に及びその回を追ふに従つて益々盛況を加へ講演數並に聽講者數共に著しい増加を見た。尙臨機の講演會は時々之を催してゐる。創立以來の狀況を示すと次ぎの通りである。

創立後講演會を開催せる回数及講演數

年次	回数	講演數
大正4年度	3	2
大正5年度	1	2
大正6年度	1	2
大正7年度	1	2
大正8年度	1	1
大正9年度	3	3
大正10年度	2	3
大正11年度	5	7
大正12年度	6	13
大正13年度	11	24

年次	月例會回数	大會回数	講演數
大正14年度	6	1	21
大正15年度	5	1	31
昭和2年度	4	1	33
昭和3年度	1	1	30
昭和4年度	2	—	3
昭和5年度	1	1	39
昭和6年度	—	2	59
昭和7年度	—	2	69
昭和8年度	—	2	56
昭和9年度	1	2	36
昭和10年度	—	2	—
昭和11年度	1	2	69
昭和12年度	—	2	70
昭和13年度	6	2	74

昭和14年度	6	2	72	備考1 (1) 昭和4年は萬國工業會議に参加したので獨立大會を行はない。 (2) 昭和9年度秋季滿洲見學旅行を舉行した爲め講演數が少い。 (3) 昭和19年度より各支部に於ても講演會又は座談會を實施することゝなつた。
昭和15年度	8	2	97	
昭和16年度	7	2	116	
昭和17年度	8	2	138	
昭和18年度	9	2	149	
昭和19年度	12*	0	87	

(外に座談會3回)

2 講演大會回次並に開催地:

回次	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回
開催地	東京	八幡	東京	大阪	室蘭	東京	八幡	東京	大阪	京東	名古屋
年月	大14.10.	大15.11.	昭2.11.	昭3.10.	昭5.10.	昭6.4.	昭6.10.	昭7.4.	昭7.10.	昭8.4.	昭8.10.

回次	12回	13回	14回	15回	16回	17回	18回	19回	20回	21回	22回
開催地	東京	滿洲	東京	神戸	福岡	東京	札幌	東京	大阪	東京	奉天
年月	昭9.4.	昭9.10.	昭10.4.	昭10.10.	昭11.10.	昭12.4.	昭12.10.	昭13.4.	昭13.10.	昭14.4.	昭14.9.

回次	23回	24回	25回	26回	27回	28回	29回	30回	31回
開催地	東京	神戸	東京	東京	東京	東京	東京	大阪	東京
年月	昭15.4.	昭15.10.	昭16.4.	昭16.10.	昭17.4.	昭17.10.	昭18.4.	昭18.10.	昭19.4.

上記大會に際しては毎回事業主の厚意により開催地附近著名の工場、研究機關及工業上重要諸設備を見學し會員の知見を廣め得たことは本會の欣幸とする處である。

3. 調査及建議事項

本會創立後經濟界は一時非常に好況を出現し製鐵事業も亦大に勃興したが米國參戰の結果鐵鋼輸出禁止令布かれ所謂本邦鐵饑饉を招來し諸工業の打撃を受くること甚大であつた爲め製鐵事業振興策に關し調査を行ひ殊に戰後世態の變化に伴ひ製鐵鋼事業は反動的大打撃を蒙り從て善後策並に根本的國策樹立に對し屢々評議員會又は特別委員會を開催し研究討議を行ひ又其結果を關係官廳に建議したこと一再でない。其後大正15年鐵鋼協議會の成立と共に同會と本會との間に自ら分野を生じたが創立後現在に至る主要なる調査及建議事項を要約すれば下の如きものである。

(第1) 大正4年度に於て製鐵事業發展策に關する委員會を開催し本邦製鐵事業振興策に關する調査書を作製せり。

(第1項) 本邦に於て一年間に使用する鐵鋼材、數量、種類、價格、供給國別。

(第2項) 東洋各國に於ける鐵鋼材輸出入額及製産力

(第3項) 本邦、支那、印度、西伯利亞、南洋諸島

等東洋各方面に於ける製鐵原料の分布鐵量の調査(第4項) 本邦及諸外國の製鐵事業保護政策の調査(第5項) 現時本邦に於ける鐵鋼販賣業者の商習慣以上調査事項は本會々誌第2年5第號より第2年8第號に至る各號に掲載して一般會員に配布した(第2) 鐵及鋼に關する規格統一に關し同調査會の諮詢に應じ其都度本會評議員及各製鐵製鋼所の意見を取纏め答申した。

(第3) 製鐵事業振興、鐵鋼材自給に關する調査會、本會は造船協會、機械學會、電氣學會、建築學會、火兵學會の5學會と聯合調査會を開き其成案を大正7年寺内總理大臣に提出した。

(第4) 工學會主管の明治工業史編纂の内鐵鋼編の史料編纂に關する件を引受け昭和2年8月脱稿工學會へ回付し昭和4年12月發行した。

(第5) 大正8年2月特別委員會を開き製鐵事業方針並に時局對策に關し速に適當なる調査機關の設立せられんことを希望し建議書を作製し之を農商務大臣山本達雄氏に提出した。

(第6) 大正9年11月評議員會に於て審議の結果製鐵事業振興方策に就て意見書を作製し大正9年12月當局官省及關係諸方面へ提出した。

(第7) 大正10年9月評議員會の決議に基き委員を選定し日本鐵業會選定の委員と合同して聯合調査會を組

織し該委員會に於て審議の上鐵鋼關稅改正に關する意見書を立案し其筋へ建議した。

(第8) 大正11年12月評議員會に於て審議の結果製鐵業合同整理に關する建議書を作成し政府に於て速に適當の機關を設け本邦製鐵業合同整理の實行方法を講ぜられんことを内閣、大藏、陸軍、海軍、農商務各大臣及關係方面へ提出した。

(第9) 大正12年1月評議員會に於て審議の結果帝都復興用鐵材輸入免稅を速に撤廢せられんことを關係各大臣及各方面に提出した。

(第10) 大正13年10月鐵鋼關稅改正に關する建議書を作成し本會評議員會の決議を経て之を内閣、大藏、農商務大臣及各關係方面へ提出した。

(第11) 政府に於て製鐵鋼調査會を設置し國策樹立審議中であつたので本會評議員會に於て數回審議の結果大正14年3月製鐵鋼業振興に關する意見書を作成し製鐵鋼調査會長高橋是清氏始め同會委員並に關係各方面へ提出した。

(第12) 昭和2年6月商工省商工審議會より諮問に係る(1)産業行政改善に關する件(2)諸改善方策に關する件の兩件に對し6月30日評議員會を開き審議の結果夫々答申した。(鐵と鋼第13年第6號參照)

(第13) 昭和5年5月内閣資源局より諮問の同局提出參考案二號、協同研究實施要項(1)協同研究の目的(2)協同研究の一般的實行方法、(3)協同研究の特典に對し本會の立場として主眼を鐵鋼に置き「科學的研究に關する不備缺陷の事例調査に關する件」なる議題を選定し昭和5年10月研究部會を開き討議を行ひ其結果を日本鐵鋼協會第4回研究部會議事録及日本鐵鋼協會第4回研究部會資料の2部に作成し當局へ回付したり。(鐵と鋼第17年第3號)

(第14) 商工省工業品規格統一調査會示案の「鑄鐵品規格案」に對しては昭和3年、昭和6年兩度研究部會を開き議事を纏め「日本鐵鋼協會第2回鑄物研究部會報告」を作成し當局並に同委員會へ配布した。(鐵と鋼第17年第8號)

(第15) 昭和7年12月工學會より照會の商工省案に係る「工率及び壓力に關する件」に對し役員會に於て審議の上夫々回答した。

(第16) 工學會より照會の「メートル」法採用實施期間延長の可否に對しては延長の必要な旨回答した。

(以上昭和10年4月2迄)

(第17) 商工省工規第1部案「鐵鋼中の硫黃及銅分析方法規格案」に對しては昭和9年理事會に於て審議の結果原案に賛成其旨回答した。

(第18) 工業品規格統一調査會案「鐵鋼中のチタン及クロム分析方法規格案」に對しては昭和9年5月理事會に於て審議の結果原案に賛成、其旨回答した。

(第19) 商工省規格統一調査會の下記各案に對しては昭和9年8月理事會に於て審議の結果次の如く答申した。

- (1) 鐵及鋼の熱處理に關する術語の説明規格案 再考
- (2) 鐵鋼中のアルミナ分析方法規格案 異議なし
- (3) 鐵鋼中のライム分析方法規格案 同上
- (4) 鐵鋼中のマグネシヤ分析方法規格案 同上

(第20) 商工省工業品規格統一調査會の下記各案に對しては昭和9年11月理事會に於て審議の結果次の如く答申した。

- (1) 肌燒鋼規格案 意見上申
- (2) ニツケル鋼及ニツケルクロム鋼兩規格改正案 異議なし

(第21) 商工省工業品規格統一調査會の下記各案に對しては昭和10年7月理事會に於て原案に賛成、其旨答申した。

- (1) 鐵及鋼の記號規格中改正案
- (2) " 追加案
- (3) マンガン鑛石鑄分析方法規格案
- (4) " 硫黃分析方法規格案
- (5) " 銅分析方法規格案
- (6) " アルミナ分析方法規格案

(第22) 逓信省管船局より照會の造船材料規格案に對し本會はその希望意見を具申して回答を提出した。(昭和10年6月)

(第23) 資源局諮問の原材料標準用語第二次案に對しては昭和10年9月30日本會調査委員に於て意見書を提出した。(鐵と鋼第21年第10號)

(第24) 商工省工業品規格統一調査案「金屬材料抗張試驗片規格改正案」は昭和11年8月理事會に於て異議なき旨決定其旨答申した。

(第25) 商工省鑛山局編纂「製鐵業參考資料」を本會に於て私費印刷頒布申請中の所昭和12年7月14日認可せられた。

(第26) 昭和13年5月理事會の決定に基き耐火粘土並に其製品の供給圓滑を期するため之れを滿洲國及び北支方面より輸入せられたき旨本會及び大日本窯業協會協會共同にて「爐材原料に關する陳情書」を商工省當局に提出した。

(第27) 昭和14年11月本會々長、大日本窯業會々長連署を以て商工大臣宛「耐火煉瓦並型寸法統一に關する件」を建議した。

（第 28）昭和 16 年 9 月理事會に於て下記課題を全日本科學技術團體聯合會より依頼の國難打開課題として提出の件可決した。

- (1) クロム鐵鑛資源の調査及びその開發
- (2) 鑄物用コークスの品質向上に關する對策
- (3) 鐵鑛自給策
- (4) 鋼材検査法の合理化
- (5) 特殊鋼製造用特殊金屬自給策
- (6) 低燐、低硫の銑鐵及び原鐵の生産
- (7) 強力鋼の使用による鐵使用の節減

（第 29）商工省宛本會々誌「鐵と鋼」を官廳外郭印刷物に指定方出願中の所昭和 17 年 10 月 12 日附許可せられた。

（第 30）昭和 17 年 12 月日本鐵鋼協會及び日本耐火物協會兩會長連名を以てノズル、ストッパー、スリーブ及び取鍋煉瓦に關する種別、寸法並に品質規格案を上申した。

4. 研究部會の開催

大正 15 年 10 月本會理事會に於て作成し同月評議員會の決議を經た別項記載の日本鐵鋼協會研究部會内規（その後昭和 13 年 9 月改正）に依り大正 15 年その第 1 回を八幡に開催して爾後引續き今日に及んでゐる。今これが経過を示せば次の如くである。

第 1 回研究部會（八幡）大正 15 年 11 月

部門 第 1 回銑鐵部會

議題 製銑方法（會誌第 13 年第 3 號）

第 2 回研究部會（東京）昭和 2 年 11 月

部門 第 1 回製鋼部會（會誌第 14 年第 3 號）

議題 1. 平爐作業の能率を促進すべき構造上の改善方法

2. 平爐作業成績の向上を來すべき操業上の改善方法

3. 瓦斯發生爐型式並に燃料の選擇及瓦斯品質良化に對する操業上の改善方法

第 3 回研究部會（大阪）昭和 3 年 11 月

部門 第 1 回鐵鋼科學部會（會誌第 15 年第 8 號）

議題 我國に於て「トーマス」製鋼法採否に關する件

部門 第 1 回鑄物部會（會誌第 15 年第 12 號）

（鑄物號）

議題 1. 鐵鑄物改善に關する件

2. 鐵鑄物規格に關する件

第 4 回研究部會（室蘭）昭和 5 年 10 月

部門 第 2 回鐵鋼科學部會（鐵と鋼第 17 年第 3 號）

議題 鐵鋼の科學的研究に關する不備缺陷の事例調

査に關する件（資源局諮問案）

部門 臨時製鋼部會（鐵と鋼第 17 年第 2 號）

議題 平爐實地操業に關する事項

第 5 回研究部會（東京）昭和 6 年 4 月

部門 第 3 回鐵鋼科學部會（第 1 回砂鐵研究）

議題 砂鐵の還元に就て（鐵と鋼第 17 年第 7 號）

部門 第 2 回鑄物部會（鐵と鋼第 17 年第 8 號）

議題 鑄鐵品規格に就て

第 6 回研究部會（八幡）昭和 6 年 10 月

部門 第 4 回鐵鋼科學部會（第 2 回砂鐵研究）

（鐵と鋼第 18 年第 5 號）

議題 砂鐵製煉に關する技術的並に經濟的問題に就て今後進むべき方針如何

部門 第 2 回銑鐵部會（鐵と鋼第 18 年第 12 號）

議題 熔鑄爐瓦斯の除塵に就いて

部門 第 2 回製鋼部會（鐵と鋼第 19 年臨時増刊）

議題 平爐作業中蓄熱室に關する件

第 7 回研究部會（大阪）昭和 7 年 10 月

部門 第 3 回銑鐵部會（鐵と鋼第 19 年第 11 號）

議題 粉鐵鐵燒結方法に就て（圓鐵法を含む）

部門 第 3 回製鋼部會（鐵と鋼第 20 年第 9 號）

議題 鋼塊及鑄型に關する件（第 1 回）

第 8 回研究部會（東京）昭和 8 年 4 月

部門 第 4 回製鋼部會（鐵と鋼第 20 年第 9 號）

議題 鋼塊及鑄型に關する件（第 2 回）

第 9 回研究部會（名古屋）昭和 8 年 10 月

部門 第 5 回製鋼部會（鐵と鋼第 20 年第 4 號）

議題 電氣製鋼爐の操業並に構造に就きて改善すべき點如何（第 1 回）

第 10 回研究部會（東京）昭和 9 年 4 月

部門 第 6 回製鋼部會（鐵と鋼第 21 年第 2 號）

議題 電氣製鋼爐の操業並に構造に改善すべき點如何（第 2 回）

第 11 回研究部會（東京）昭和 10 年 4 月

部門 第 1 回鋼材部會（鐵と鋼第 22 年第 8 號）

議題 鋼材鍛煉に關する件

第 12 回研究部會（神戸）昭和 10 年 10 月

部門 第 2 回鋼材部會

議題 鋼材工場に於ける熱經濟に就て（第 1 回）

（鐵と鋼第 23 年第 3 號）

第 13 回研究部會（東京）昭和 11 年 4 月

部門 第 3 回鋼材部會

議題 鋼材工場に於ける熱經濟に就て（第 2 回）

（鐵と鋼第 23 年第 3 號）

第 14 回研究部會（福岡）昭和 11 年 10 月

- 部門 第7回製鋼部會
議題 平爐熱勘定に就て(第1回)(鐵と鋼第24年第2號)
- 第15回研究部會(東京)昭和12年4月
部門 第8回製鋼部會
議題 平爐熱勘定に就て(第2回)(鐵と鋼第24年第2號)
- 第16回研究部會(東京)昭和13年4月
部門 第9回製鋼部會
議題 平爐熱勘定に就て(第3回)(鐵と鋼第26年第3號)
- 第17回研究部會(大阪)昭和13年10月
部門 第1回燃料經濟部會
議題 熔鑄爐の熱勘定(第1回)(鐵と鋼第27年第8號附錄)
- 第18回研究部會(東京)昭和14年4月
部門 第10回製鋼部會
議題 第1回電氣製鋼研究會
部門 第2回燃料經濟部會
議題 平爐熱勘定に就て(第4回)(鐵と鋼第28年第3號附錄)
- 第1回聯合研究部會(東京)(本會一大日本窯業協會)
昭和14年4月
部門 臨時耐火物部會(第1回)
議題 製鐵製鋼用耐火物に就て(第10回)(鐵と鋼第25年第8號)
- 第2回聯合研究部會(東京)(本會一日本機械學會)
昭和14年4月
部門 臨時鋼材部會
議題 自動車用鐵鋼材研究會(第1回)
- 第3回連合研究部會(東京)(本會一日本機械學會)
昭和14年5月
部門 臨時鋼材部會
議題 自動車用鐵鋼材研究會(第2回)
- 第4回聯合研究部會(東京)(本會一大日本窯業協會)
昭和14年6月
部門 臨時耐火物部會(第2回)
議題 製鐵製鋼用耐火物に就て(第2回)
- 第19回研究部會(東京)昭和14年6月
部門 第11回製鋼部會
議題 第2回電氣製鋼研究會
- 第5回聯合研究部會(東京)(本會一大日本窯業協會)
昭和14年11月
部門 臨時耐火物部會(第3回)
議題 製鐵製鋼用耐火物に就て(第3回)
- 第20回研究部會(東京)昭和14年11月
部門 第3回燃料經濟部會
議題 熔鑄爐の熱勘定(第2回)(鐵と鋼第27年第12號)
- 第6回聯合研究部會(東京)(本會一日本機械學會)
昭和15年3月
部門 臨時鋼材部會
議題 自動車用鐵鋼材研究會(第3回)
- 第7回聯合研究部會(東京)(本會一日本鑄物協會)
昭和15年5月
部門 第3回鑄物部會
議題 鋼鑄物研究會(第1回)
- 第21回研究部會(神戸)昭和15年10月
部門 第12回製鋼部會
議題 第3回電氣製鋼研究會
- 第22回研究部會(東京)昭和15年11月
部門 第4回燃料經濟部會
議題 製銑, 製鋼熱効率研究會
1. 熔鑄爐熱勘定研究會報告(第3回)
(鐵と鋼第29年第8號)
2. 平爐熱勘定研究會報告(第5回)
- 第8回聯合研究部會(東京)(本會一學術振興會第19小委員會)昭和15年12月
部門 臨時製鋼部會
課題 熔鋼溫度測定講習會
- 第23回研究部會(東京)昭和16年4月
部門 第13回製鋼部會
議題 1. 第4回電氣製鋼研究會
2. 第1回製鋼用原料(平爐)研究會
(鐵と鋼第26年第8號附錄)
- 第9回聯合研究部會(東京)(本會一大日本窯業協會)
昭和16年1月
部門 臨時耐火物部會(第4回)
議題 製鐵製鋼用耐火物に就て(第4回)
- 第10回聯合研究部會(東京)(本會一日本機械學會)
昭和16年3月
部門 臨時鋼材部會
議題 自動車用鐵鋼材研究會(第4回)
- 第11回聯合研究部會(東京)(本會一大日本窯業協會)
昭和16年4月
部門 臨時耐火物部會(第5回)
議題 取鍋用耐火物の規格統一研究會(第1次)
- 第12回聯合研究部會(東京)(本會一大日本窯業協會)
昭和16年5月
部門 臨時耐火物部會(第6回)

- 議題 取鍋用耐火物の規格統一研究會(第2次)
 第24回研究部會(東京)昭和16年6月
 部門 第5回燃料經濟部會
 議題 製銑, 製鋼熱効率研究會
 1. 熔鑄爐熱勘定研究會報告(第4回)
 2. 平爐熱勘定研究會報告(第6回)
 第13回聯合研究部會(東京)(本會一大日本窯業協會)
 昭和16年6月
 部門 臨時耐火物部會(第7回)
 議題 取鍋用耐火物規格統一研究會(第3次)
 第14回聯合研究部會(東京)(本會一大日本窯業協會)
 昭和16年7月
 部門 臨時耐火物部會(第8回)
 議題 回轉爐用耐火物研究會
 第15回聯合研究部會(東京)(本會一大日本窯業協會)
 昭和16年7月
 部門 臨時耐火物部會(第9回)
 議題 取鍋用耐火物規格統一研究會(第4次)
 第16回聯合研究部會(東京)(本會一大日本窯業協會)
 昭和16年8月
 部門 臨時耐火物部會(第10回)
 議題 取鍋用耐火物規格統一研究會(第5次)
 第25回研究部會(東京)昭和16年10月
 部門 第14回製鋼部會
 議題 第2回製鋼用原料(平爐)研究會(鐵と鋼第28年第6號)
 第17回聯合研究部會(東京)(本會一日本鑄物協會)
 昭和16年10月
 部門 臨時鑄物部會
 議題 鋼鑄物研究會(第2回)機械構造用鑄鋼品規格案
 第18回聯合研究部會(東京)(本會一日本耐火物協會)
 昭和16年11月
 部門 臨時耐火物部會(第11回)
 議題 取鍋用耐火物規格統一研究會(第6次)
 第19回聯合研究部會(東京)(本會一日本機械學會)
 昭和16年11月
 部門 臨時鋼材部會
 議題 自動車用鐵鋼材研究會(第5回)
 第20回聯合研究部會(東京)(本會一日本耐火物協會)
 昭和16年12月
 部門 臨時耐火物部會(第12回)
 議題 取鍋用耐火物規格統一研究會(第7次)
 第21回聯合研究部會(東京)(本會一日本耐火物協會)
 昭和17年3月
 部門 臨時耐火物部會(第13回)
 議題 取鍋用耐火物規格統一研究會(第8次)
 第26回研究部會(東京)昭和17年4月
 部門 第15回製鋼部會
 議題 第5回電氣製鋼研究會
 第22回聯合研究部會(東京)(本會一日本耐火物協會)
 昭和17年5月
 部門 臨時耐火物部會(第14回)
 議題 取鍋用耐火物規格統一研究會(第9次)
 第23回聯合研究部會(東京)(本會一日本耐火物協會)
 昭和17年6月
 部門 臨時耐火物部會(第15回)
 議題 取鍋用耐火物規格統一研究會(第10次)
 第24回聯合研究部會(東京)(本會一日本耐火物協會)
 昭和17年8月
 部門 臨時耐火物部會(第16回)
 議題 取鍋用耐火物規格統一研究會(第11次)
 第25回聯合研究部會(東京)(本會一日本耐火物協會)
 昭和17年9月
 部門 臨時耐火物部會(第17回)
 議題 取鍋用耐火物規格統一研究會(第12次)
 (第27回研究部會(東京)昭和17年10月
 (第26回聯合研究部會(東京)(本會一日本鑄物協會)
 昭和17年10月
 部門 第4回鑄物部會
 議題 鋼鑄物研究會(第2回)
 第27回聯合研究部會(東京)(本會一日本機械學會)
 昭和18年2月
 部門 臨時鋼材部會
 議題 自動車用鐵鋼材研究會(第6回)
 第28回研究部會(鞍山)昭和18年5月
 部門 第6回燃料經濟部會
 議題 平爐及蓄熱室熱勘定研究會
 第29回研究部會(東京)昭和18年6月
 部門 第16回製鋼部會
 議題 鹽基性平爐研究會(第1回)
 第28回聯合研究部會(東京)(本會一日本學術振興會
 一日本機械學會一日本金屬學會)昭和18年7月
 部門 臨時鋼材部會
 議題 金屬の繰返し應力に就て
 第30回研究部會(東京)昭和18年11月
 部門 第17回製鋼部會
 議題 鹽基性平爐研究會(第2回)
 第31回研究部會(東京)昭和19年1月
 部門 第18回製鋼部會

議題 鹽基性平爐研究會 (第3回)

第29回聯合研究部會 (東京) (本會—日本機械學會)
昭和19年2月

部門 臨時鋼材部會

議題 自動車用鐵鋼材研究會 (第7回)

第32回研究部會 (東京) 昭和19年9月

部門 第19回製鋼部會

議題 鹽基性平爐研究會 (第4回)

第33回研究部會 (廣畑—神戸) 昭和19年10月

部門 第7回燃料經濟部會

議題 平爐熱勘定研究會 (第7回)

F 燃料經濟部會

1. 昭和13年 大阪, 2. 昭和14年 東京
3. 昭和14年 東京, 4. 昭和15年 東京
5. 昭和16年 東京, 6. 昭和18年 鞍山
7. 昭和19年 廣畑—神戸

G 連合研究部會 (開催地—東京)

1. 昭和14年 本會—大日本窯業協會
2. 昭和14年 本會—日本機械學會
3. 昭和14年 本會—日本機械學會
4. 昭和14年 本會—大日本窯業協會
5. 昭和14年 本會—大日本窯業協會
6. 昭和15年 本會—日本機械學會
7. 昭和15年 本會—日本鑄物協會
8. 昭和15年 本會—日本學術振興會
第19小委員會
9. 昭和16年 本會—大日本窯業協會
10. 昭和16年 本會—日本機械學會
11. 昭和16年 本會—大日本窯業協會
12. 昭和16年 本會—大日本窯業協會
13. 昭和16年 本會—大日本窯業協會
14. 昭和16年 本會—大日本窯業協會
15. 昭和16年 本會—大日本窯業協會
16. 昭和16年 本會—大日本窯業協會
17. 昭和16年 本會—日本鑄物協會
18. 昭和16年 本會—日本耐火物協會
19. 昭和16年 本會—日本機械學會
20. 昭和16年 本會—日本耐火物協會
21. 昭和17年 本會—日本耐火物協會
22. 昭和17年 本會—日本耐火物協會
23. 昭和17年 本會—日本耐火物協會
24. 昭和17年 本會—日本耐火物協會
25. 昭和17年 本會—日本耐火物協會
26. 昭和17年 本會—日本鑄物協會
27. 昭和18年 本會—日本機械學會
28. 昭和18年 本會—日本學術振興會
日本機械學會
29. 昭和19年 本會—日本機械學會

研究部會部門別回次年次及開催地

A 鉄鐵部會

1. 大正15年 八幡, 2. 昭和6年 八幡
3. 昭和7年 大阪

B 製鋼部會

1. 昭和2年 東京, 臨時昭和5年 室蘭
2. 昭和6年 八幡, 3. 昭和7年 大阪
4. 昭和8年 東京, 5. 昭和8年 名古屋
6. 昭和9年 東京, 7. 昭和11年 福岡
8. 昭和12年 東京, 9. 昭和13年 東京
10. 昭和14年 東京, 11. 昭和14年 東京
12. 昭和15年 神戸, 13. 昭和16年 東京
14. 昭和16年 東京, 15. 昭和17年 東京
16. 昭和18年 東京, 17. 昭和18年 東京
18. 昭和19年 東京, 19. 昭和19年 東京

C 鋼材部會

1. 昭和10年 東京, 2. 昭和10年 神戸
3. 昭和11年 東京

D 鑄物部會

1. 昭和3年 大阪, 2. 昭和6年 東京
3. 昭和15年 東京, 4. 昭和17年 東京

E 鐵鋼科學部會

1. 昭和3年 大阪, 2. 昭和5年 室蘭
3. 昭和6年 東京, 4. 昭和6年 八幡

5. 表彰

本會に於ては定期に製鐵功勞者を詮考して功勞賞牌を贈呈する外、服部、俵、香村、渡邊各博士の記念或は寄贈資金に關する別掲の各規定に従ひ夫々適格者を選定し之に賞牌又は賞金を贈呈して表彰を行つてゐる。尙本邦鐵鋼業に關し功績名望あるものに對し評議員會の議を経て之等の方々を名譽會員に推薦してゐる。

(1) 製鐵功勞賞牌贈呈

本邦製鐵事業の進歩發達に貢獻したるものに對し贈呈するものとし本會創立毎10週年記念大會に際し詮考することとしてゐる。其被贈呈者氏名は次の如くである。

第1回 本會 10 周年記念大會の際被贈呈者氏名 (大正 14 年 10 月)

獨逸國 向井 哲吉君 工學博士 服部 漸君 理學博士 本多光太郎君 工學博士 俵國 一君
 理學博士 香村 小録君 工學博士 今泉嘉一郎君 工學博士 齋藤 大吉君 工學博士 野田 鶴雄君
 工學博士

第2回 本會 20 周年記念式の際被贈呈者氏名 (昭和 10 年 4 月)

工學博士 河村 曉君 工學士 景山 齋君 工學博士 水谷 叔彦君 工學博士 渡邊 三郎君

第3回 本會 30 周年記念式に於ける被贈呈者氏名 (昭和 19 年 4 月)

島岡亮太郎君 田宮嘉右衛門君 工學士 松下 長久君 理學博士 村上武次郎君

(2) 日本鐵鋼協會事業功勞者

本會第 30 周年記念式に際し本會の目的たる事業の振興發達に關して爲したる功績に對し次ぎの諸氏を表彰した。

工學博士 井上 克巳君 工學士 石原 善雄君 工學博士 川上 義弘君 鹽澤 正一君
 工學博士 田中 清二君 工學士 室井嘉治馬君

(3) 服部博士記念資金取扱に依る服部賞牌・服部賞金の受領者

第1回 昭和 6 年 4 月

規則適條	功 績	當時所屬	受領者氏名
第7條(賞牌)	鐵力板品質改良	八幡製鐵所	水谷 浩君
第8條(賞金)	鐵分析及一般分析	釜石鑛業所	倉知鐸吉郎君
同	S. K. 磁石鋼完成	住友製鋼所	高木 弘君
同	熔鑛爐作業	八幡製鐵所	田中 熊吉君
同	鋼材の鍛造及び熱處理	陸軍名古屋工廠	渡邊 九二君

第2回 昭和 7 年 4 月

第7條(賞牌)	製銑業の進歩發達	釜石鑛業所	中田 義算君
第8條(賞金)	製鐵用骸炭製造	八幡製鐵所	岡村 琢三君
同	「セメントタイト」の研究	東京帝國大學	志村 繁隆君
同	タングステン鋼の研究	東北帝國大學	武田 修三君
同	ロール孔型の製作	八幡製鐵所	田中 太一君
同	特殊鋼の研究	日本特殊鋼合資會社	玉置 正一君
同	合金鐵製造	大垣電氣冶金工業所	東馬 三郎君
同	平爐操業	八幡製鐵所	松木又二郎君

第3回 昭和 8 年 4 月

第7條(賞牌)	製鋼爐の構造及作業上の進歩發達	川崎造船所製鐵工場	西山彌太郎君
第8條(賞金)	分塊及連續ロール機の壓延作業の改良	八幡製鐵所	川本 良行君
同	各種製鋼爐並加熱爐築造上の改良	八幡製鐵所	小屋原總三郎君
同	燒入研究装置に活動寫眞の利用	東北帝國大學	佐藤 清吉君
同	鋼管の製造特に地下埋設管の改良	日本鋼管株式會社	藤井 鐵造君
同	鋼の熱處理	日本製鋼所	蒔田 宗次君

第4回 昭和 9 年 4 月

第7條(賞牌)	當時本邦最大容量の熔鑛爐設計建設並に作業	八幡製鐵所	山岡 武君
第8條(賞金)	防彈鋼の研究	東北帝大金屬材料研究所	渡邊 直行君
同	製鐵用耐火煉瓦の製造改良	八幡製鐵所	加藤 孝治君
同	電氣製鋼特に鑄鋼並に鍛造用鋼塊の改良	三菱長崎造船所	中村 道方君
同	鋼の燒戻各種性能特に燒戻脆性の研究	日本特殊鋼合資會社	永澤 清君
同	兵器地金の進歩改良	陸軍技手	寺岡 茂君
同	電氣爐作業の進歩	八幡製鐵所	齋藤 新一君
同	本邦に於ける鍛接鋼管用スケルブ製造自給	日本鋼管株式會社	砂田 彌平君

第5回 昭和10年4月

第8條(賞金)	熔鑄爐にて純良低磷銑の製造	本溪湖煤鐵公司	井門 文三君
同	電柱用に60度山型鋼應用の着想並に製造	東海鋼業株式會社	井上 啓治君
同	兵器用特殊鋼材の製造設備並に作業	日本特殊鋼合資會社	佐藤 政一君
同	鐵「セメントタイト」硫化鐵系平衡並に「マンガ		
	ン」の添加による状態圖の變化	東北帝國大學	佐藤 知雄君
同	骸炭爐の築造並に作業	八幡製鐵所	白石 竹松君
同	鋼材の白點防止方法並に高級鋼材製造技術改良	吳海軍工廠	武林 誠一君
同	最新式冷間壓延機並に熱處理設備	川崎造船所製鐵工場	中島 道文君
同	褐鐵鑄専用の熔鑄爐作業	兼二浦製鐵所	松本與三郎君
同	重油使用の平爐作業	日本鋼管株式會社	宮原 信治君
同	チルドロール製作の操作並に燃料勞力の節約	八幡製鐵所	目黒 斌君

第6回 昭和11年4月

第8條(賞金)	硬質マンガ鋼の工業的價値に關する研究及硬		
	鋼鉋穿鑿用ドリル・カッターに關する研究	神戸製鋼所	伊丹榮一郎君
同	兵器製造技術の改良	吳海軍工廠	岡田時次郎君
同	製鐵用煉瓦の研究	黑崎窯業株式會社	高良 淳君
同	鐵道車輛、汽罐車の改善、特殊鋼熱處理の研究	日本特殊鋼合資會社	小林 智教君
同	造船用各種金屬材料の製造、		
	改善及び電氣熔接の研究	長崎三菱製造所	佐々木新太郎君
同	窒化に及ぼす各種元素の影響及其機構に		
	就ての研究	株式會社大同電氣製鋼所	綿織 清治君
同	鋼の焼入焼戻に關するX線的研究	東北帝國大學金屬材料研究所	西山 善次君
同	發條製作技術の改良	東京鋼材株式會社	服部 宗三君

第7回 昭和12年4月

第7條(賞牌)	製鋼法としての鑛石法確立	株式會社昭和製鋼所	久保田省三君
第8條(賞金)	高級鋼材製造技術の進歩發達	吳海軍工廠	池内惣五郎君
同	諸金屬の振り加工による剪斷力の分布と		
	焼鈍による變化の研究	大阪帝國大學工學部	上田 太郎君
同	兵器鋼材の鍛鍊技術の改良	株式會社日本製鋼所	大谷悦太郎君
同	高爐セメントの製造	日鐵八幡製鐵所	香春三樹次君
同	油井管の製造	日本鋼管株式會社	熊地 直政君
同	壓鍊用大型特殊鋼塊の鑄造、特殊鋼、耐熱耐酸		
	鑄物の製造、防彈鋼並に鐵帽體の製造研究	株式會社神戸製鋼所	三橋 録三君
同	鐵鋼の瓦斯分析法	日本特殊鋼合資會社	矢島 忠和君

第8回 昭和13年4月

第7條(賞牌)	タルボット製鋼法、低炭素シートバー類の製鋼	日鐵八幡製鐵所	松原武三郎君
第8條(賞金)	低磷銑の製造	日鐵兼二浦製鐵所	田畑 農夫君
同	特殊鋼に關する基礎的研究、熔融鐵鋼中の		
	ガスの測定	株式會社日本製鋼所	小林佐三郎君
同	低溫乾餾設備	日鐵輪西製鐵所	横田 文吉君
同	酸性電氣爐の裏附材料及其床附法並に		
	之に依る製鋼作業	陸軍造兵廠、大阪工廠	藪内周三郎君
同	各種製鋼作業の進歩發達	陸軍造兵廠、大阪工廠	西村彌三郎君

同	回轉圓筒型爐ガス還元法に依る製鐵	滿鐵臨時製鐵試驗工場	日下 和治君
同	ビルガーロールの品質改良	日本鋼管株式會社	佐部 誠君 菊地 浩介君
第 19 回 昭和 14 年 4 月			
第 7 條(賞牌)	コークスガス及びコールタールを使用する 平爐の構造及び操業	日鐵釜石製鐵所	藤村 哲之君
第 8 條(賞金)	重油平爐作業	日本鋼管株式會社	石原福太郎君
同	鋼の機械的物理的研究	株式會社日本製鋼所	萩原 巖君
同	鋼線の製造	東京製鋼株式會社	川野 貴一君
同	金屬材料顯微鏡寫眞撮影	日本鋼管株式會社	高島德三郎君
同	高級平爐鋼の熔解及造塊	株式會社日本製鋼所	長井 勇君
同	鐵鋼の物理的化學的諸性質の研究, 鋼塊鑄型の研究	日鐵八幡製鐵所	森寺 一雄君
第 10 回 昭和 15 年 4 月			
第 7 條(賞牌)	製鐵鋼工場熱勘定の基本的形態整備	株式會社昭和製鋼所	福井 眞君
第 8 條(賞金)	洗炭, コークス, ガス等製鐵用燃料の品質向上	日鐵八幡製鐵所	伊能 泰治君
同	鐵道用金屬材料に關する研究	滿鐵鐵道技術研究所	井上 愛仁君
同	鋼材の物理的研究及鋼質の改善	株式會社室蘭製鋼所	太田 雞一君
同	熔鐵爐の改造及出銑作業の向上	日鐵八幡製鐵所	兒玉 藤八君
同	製鋼技術の進歩發達	株式會社日本製鋼所	高橋 三平君
同	兵器・船舶用大型鋼材の鍛造	日本特殊鋼株式會社	堀 半造君
同	線材の製造	株式會社宮製鋼所	藤田 清一君
同	洗炭及コークス製造の能率増進	日鐵八幡製鐵所	毛利 英態君
第 11 回 昭和 16 年 4 月			
第 7 條(賞牌)	兵器用鋼材の研究, 吳式高温計の完成	吳海軍工廠	佐々川 清君
第 8 條(賞金)	硬鋼線材の製造	株式會社神戸製鋼所	芦原光太郎君
同	製鋼實驗用工作機械作業並に測熱方法の研究	吳海軍工廠	大室 唯市君
同	コークス爐の改良	日鐵八幡製鐵所	大野 宏君
第 12 回 昭和 17 年 4 月			
第 8 條(賞金)	製鋼に關する物理化學的研究	北海道帝國大學	柴田 善一君
同	粒鐵生産に依る製鋼原鐵の供給	三菱鐵業株式會社	廣瀨 正次君
同	高純度粒鐵の製法	株式會社昭和製鋼所	垣内富士雄君
同	ブリキ製造の作業方式	日鐵八幡製鐵所	吉田清三郎君
同	トーマス式轉爐製鋼作業の指導	日本鋼管株式會社	桑田 賢二君
同	各種製鋼作業の研鑽及び經驗	大阪陸軍造兵廠	吉田松次郎君
第 13 回 昭和 18 年 4 月			
第 7 條(賞牌)	鐵鋼分析法の研究, 日本標準鐵鋼資料の製造	日鐵八幡製鐵所	田澤敏次郎君
第 8 條(賞金)	硬鋼線材の國産化, ビヤノ線材の工業的製作	株式會社神戸製鋼所	岩屋 稜彦君
同	鋼材ガス分析並に現場分析の研究	海軍技術研究所	佐藤 昇君
同	冷銑鑄石法の平常作業化	日鐵富士製鋼所	穗坂保四郎君
同	チルドロールの品質改善	株式會社日立製作所	宮下格之助君
同	小型試驗熔鐵爐に依る諸原料の利用法の研究	日鐵八幡製鐵所	八木貞之助君
第 14 回 昭和 19 年 4 月			
第 7 條(賞牌)	鋼板製造技術の改良進歩	日鐵八幡製鐵所	伊藤 正夫君
第 8 條(賞金)	兵器材料の缺陷調査	大阪陸軍造兵廠	龜海 元作君

同	高温度用特殊鋼の研究	日本特殊鋼株式會社	出口喜勇爾君
同	熔鑄鐵作業の指導	株式會社昭和製鋼所	林 源 吉君
同	鐵鋼分析法の研究	住友金屬工業株式會社	三井 三郎君
同	トーマス快削鋼の製造	日本鋼管株式會社	森山 達郎君
同	マンガロールの創製	日鐵八幡製鐵所	山崎 信三君
(4) 日本鐵鋼協會香村博士寄贈資金取扱規則に依る香村賞牌・香村賞金(第9條適用)受領者			
第1回 昭和7年10月(大阪)			
第4條(賞牌)	鑄鐵管自動製型機並に製芯機發明	久保田鐵工所	久保田權四郎君
第2回 昭和8年4月(東京)			
第4條(賞牌)	M. K. 強磁石鋼發明	東京帝國大學	三島 徳七君
第3回 昭和9年10月(大連)			
第4條(賞牌)	赤褐鐵鑄選鑄法發明	昭和製鋼所	梅根常三郎君
第4回 昭和10年4月(東京)			
第4條(賞牌)	金屬線條熱處理爐並に鋼線燒入裝置の發明	東京製鋼株式會社	戸村 理順君
第5回 昭和12年4月(東京)			
第4條(賞牌)	チルドロールに關する理論の究明 合金ロールの研究發明	日鐵八幡製鐵所	谷口 光平君
第6回 昭和13年4月(東京)			
第4條(賞牌)	熱不良導體溫度測定裝置 製鐵用各種耐火煉瓦に關する研究	日鐵八幡製鐵所	田所 芳秋君
第7回 昭和14年4月(東京)			
第4條(賞牌)	製鋼作業に於ける熱効率の研究	日鐵八幡製鐵所	海野 三朗君
第8回 昭和16年4月(東京)			
第4條(賞牌)	鐵鋼の腐蝕及防蝕に關する研究	東北帝國大學	遠藤 彦造君
第9條(賞金)	本邦鐵鋼事業の擴充統制並にその振興發達	商工省鐵鋼局	足立 泰雄君
第9條(賞金)	繼目無鋼管及鍛接鋼管工場, トーマス式轉爐製鋼工場の建設	日本鋼管株式會社	根本 茂君
同	大形鑄鋼品の發達	株式會社日本製鋼所	結城 竹治君
同	鋼性銑彈の製造方式樹立	大阪陸軍造兵廠	百合 壽馬君
同	各種工具類の發明考案, 日本刀の機械的多量生産の研究	滿鐵大連鐵道工場	渡邊 義雄君
第9回 昭和17年4月(東京)			
第9條(賞金)	金屬中のガス分析方法の研究	東京帝國大學	宗宮 尙行君
同	鐵鑄の浮遊選鑄法の研究	株式會社昭和製鋼所	後藤 有一君
第10回 昭和18年4月(東京)			
第4條(賞牌)	砂鐵製鍊法の研究並に工業化	日本砂鐵工業株式會社	上野建二郎君
第9條(賞金)	貧マンガンの利用に關する研究	株式會社昭和製鋼所	有山 恭藏君
同	製鋼工場器具機械に關する考案	日鐵八幡製鐵所	梶原 林次君
同	鍛造技術の向上發達	株式會社日本製鋼所	關 米 助君
同	回轉爐による製鐵法の研究	株式會社昭和製鋼所	原田 靜夫君
同	貧マンガンの利用に關する研究	株式會社昭和製鋼所	藤田安太郎君
第11回 昭和19年4月(東京)			
第9條(賞金)	燒炭打込作業の指導	株式會社日本製鋼所室蘭製作所	鈴木爲次郎君
同	鹽基性電氣弧光爐々床の改善	横須賀海軍工廠	西 武 雄君
同	電氣爐製鋼技術の發達	大同製鋼株式會社, 朝鮮製鐵株式會社	林 達 夫君

同 珪素鋼板の改善
同 鑄鋼ロールの鑄造自給

日鐵八幡製鐵所 牧田 利徳君
日鐵八幡製鐵所 松倉 眞一君

(5) 日本鐵鋼協會侯博士記念資金取扱規則に依る褒賞金の受領者

第1回 昭和10年4月

論文種別	論文題名	鐵と鋼掲載年, 號	受領者所屬	受領者氏名
學術	鑄鐵の生長に就て	第20年第8號	戸畑鑄物株式會社	菊田多利男君
技術	平爐作業能率増進に關する一考察	第20年第10號	八幡製鐵所	吉川 平喜君

第2回 昭和11年4月

學術	鐵の磁氣的性質に及ぼす燐の影響に就て	第21年第8號	明治専門學校	嘉村 平八君
技術	縁付鋼塊に於ける氣泡の壓着性	第21年第3號	日鐵八幡製鐵所	小平 勇君

第3回 昭和12年4月

學術	熔融金屬の水素に對する表面張力に就て	第22年第7號	熊本高等工業學校	本田 顯曜君
技術	昭和製鋼所の高爐設備及作業に就て	第22年第12號	株式會社昭和製鋼所	淺輪 三郎君

第4回 昭和13年4月

學術	鋼の燒入に及ぼす各種元素の影響	第23年第9號	海軍技術研究所	俵 信次君
技術	鹽基性電爐製鋼法と白點問題	第23年第10號	株式會社神戸製鋼所	久芳 道雄君

第5回 昭和14年4月

學術	鑄鐵の腐蝕現象	第24年第8號	大阪帝國大學	多賀谷正義君
技術	長尺軌條の壓延に就て	第24年第9號	日鐵八幡製鐵所	内川 悟君

第6回 昭和15年4月

學術	鐵の滲炭並に鋼の脱炭現象定量的研究	第25年第10~11號	秋田鑛山専門學校	志村清次郎君
技術	吾國に於ける回轉爐製銑試験に就て	第25年第10號	日鐵八幡製鐵所	大原 久之君

第7回 昭和16年4月

學術	高溫度に於ける鐵の窒素吸着並に 吸収に關する研究	第26年第2號	海軍技術研究所	早矢仕 巧君
技術	ロール孔徑が壓延能率に及ぼす 影響並にその時間的研究	第26年第6號	日鐵八幡製鐵所	園田 一夫君

第8回 昭和17年4月

學術	熔鋼の輻射率に關する研究	第27年第2號	住友金屬工業株式會社	菅野 猛君
技術	高速度工具に關する研究	第27年第6號	吳海軍工廠	堀田 秀次君

第9回 昭和18年4月

學術	電氣爐によるフェロマンガンの製造の研究	第28年第11號	日本鋼管株式會社	笹部 誠君
技術	平爐に於ける硅石煉瓦の損傷原因と 白珪石製珪石煉瓦の製造に關する 研究に就て	第28年第7號	鞍山高級爐材株式會社	大野田 剛君

第10回 昭和19年4月

學術	高溫度高壓用鋼管材の匍匐に關する研究	第29年第5號	住友金屬工業株式會社	小島 義正君
技術	廣幅鋼帶連續式壓延機の据付に就て	第29年第9號	日鐵廣畑製鐵所	嶺 次男君

(6) 日本特殊鋼株式會社寄贈資金取扱規則に依る渡邊賞牌・渡邊賞金受領者

第1回 昭和14年4月

第4條(賞牌)	特殊鋼の物理冶金學的研究	東北帝國大學金屬材料研究所	村上武次郎君
第5條(賞金)	高周波電氣爐に依る製鋼作業	日本特殊鋼株式會社	佐々木吉備三郎君

第2回 昭和15年4月

第4條(賞牌)	本邦特殊鋼特に兵器用材料の發達に貢獻	東京帝國大學	吉川 晴十君
---------	--------------------	--------	--------

第3回 昭和16年4月

第4條(賞牌)	特殊鋼製品の材質改善並に之が規格統一	株式會社日本製鋼所	甲藤 新君
第5條(賞金)	兵器用特殊鋼の改善發達	大阪陸軍造兵廠	朝倉 潮君
同	特殊鋼の物理的及機械的研究	三菱長崎製鋼所	河合 正吉君
同	特殊鋼鍛鍊技術の進歩發達	日本特殊鋼株式會社	古賀喜衛門君
同	複合フライス製造法による特殊元素の節約	日本特殊鋼株式會社	松井源次郎君
第4回 昭和 17 年4月			
第4條(賞牌)	軍用特殊鋼の學理的的研究並に技術的貢獻	株式會社神戸製鋼所	川上 義弘君
第5條(賞金)	特殊鋼の研究發達	早稻田大學	前田 六郎君
同	特殊鋼の分析技術の進歩	大阪陸軍造兵廠	中務信次郎君
同	高クロム鋼及び銅鋼の腐蝕現象に関する研究	東北帝國大學	森岡 進君
同	特殊鋼の非金屬介在物の定量分析に関する研究	日本特殊鋼株式會社	森脇 和男君
第5回 昭和 18 年4月			
第4條(賞牌)	製鋼技術研究者の指導育成	株式會社日本製鋼所	黒川慶次郎君
第5條(賞金)	耐熱鋼, 耐酸鋼の研究	日本特殊鋼株式會社	阿部七三郎君
同	大型發動機用曲軸の滲炭及熱處理の研究	日鐵八幡製鐵所	入江 仁壯君
同	航空發動機用曲軸鍛造方式及び型に関する工夫考案	日本特殊鋼株式會社	塚本 榮一君
同	兵器用重要特殊鋼材の熱處理作業	吳海軍工廠	本田登喜二君
第6回 昭和 19 年4月			
第4條(賞牌)	航空機用特殊鋼の自給自足に貢獻	日本特殊鋼株式會社	石原 善雄君
第5條(賞金)	特殊鋼成品の改良及量の増加	日本特殊鋼株式會社	青木 尙君
同	化學工業用金屬材料の研究	住友金屬工業株式會社	大倉 幸雄君
同	鐵鋼中の水素分析装置の完成	株式會社日本製鋼所	木村熊太郎君
同	電氣爐による直接製鋼法	株式會社日立製作所	小塚 壽吉君

6. 名譽會員の推薦

本會評議員會に於て本會名譽會員に推薦せられたるものは次の諸氏である。

大正 11 年 10 月推薦

男爵 岩崎小彌太君, 男爵 大倉喜七郎君, 松方幸次郎君

昭和 8 年 2 月推薦

工博 齋藤大吉君, 工博 俵 國一君, 理博 本多光太郎君

昭和 9 年 2 月推薦

中井勵作君

昭和 10 年 2 月推薦

工博 河村 曉君, 白石元治郎君

昭和 16 年 2 月推薦

平生鈺三郎君, 工博 水谷叔彦君

昭和 18 年 2 月推薦

工博 伍堂卓雄君, 烏岡亮太郎君, 杉政人君,

豊田貞次郎君

又名譽會員中既に故人となられたるものに下記の諸氏がある。

淺野總一郎君, 今泉嘉一郎君, 大倉喜八郎君
 香村 小録君, 鹽田 泰介君, 住友吉左衛門君
 中村雄次郎君, 野田 鶴雄君, 服部 漸君
 ハット・フィルト, フリッツ・ウェスト
 牧田 環君, 向井 哲吉君。

7. 故製鐵功勞者追悼

本會毎 10 周年記念大會に際し追悼會を行ひ故製鐵功勞者を慰靈した。

第 1 回 本會第 10 周年記念大會, 追悼者氏名(會場 芝 増上寺)

故 子爵 榎本 武揚君, 故 和田維四郎君
 故工學博士 大島道太郎君, 故工學博士 野呂 景義君
 故工學博士 葛 藏 治君, 故 田中長兵衛君
 故 横山久太郎君, 故 大河平才藏君

故 男 爵 山ノ内萬壽治君

第2回 本會 20 周年記念大會，追悼者氏名（會場
築地 本願寺）

故 淺野總一郎君，故工學博士 大石 源治君

故 男 爵 大倉喜八郎君，故工學博士 小花 冬吉君

故 片岡 直温君，故 男 爵 住友吉左衛門君

故工學博士 團 琢 磨君，故海軍造 種子田右八郎君
故男爵

故 男 爵 中村雄次郎君，故工學博士 原田 鎮治君

故工學博士 渡邊芳太郎君

8. 術語撰定事業

製鐵用語は學術上から言へば或は原語を用うるのが便利であるかとも思はれるが一般に鐵鋼智識の普及を計るためには是非共適切なる邦語を使用すべきであらう。而も本會はこの邦語の區々に流れる時は却てその不便を及ぼすことのあるべきを慮り製鐵用語を撰定して之を統一することを企て大正 11 年 12 月以來編輯員一同の努力に依り 1300 語を撰んで印刷に附し本會第 10 週年大會に於て配布した。その後資源局に於て各種標準用語を制定せられ日本工學會に於ても亦工學用語を統一せらるる等のことあり尙本會 20 週年に際會し再びその記念事業の一として製鐵用語集の増補改訂を行ふことに決し昭和 10 年 2 月以來編輯委員の原案作成に次ぎ會員への意見徵集委員會數次の審議等を経て昭和 11 年 4 月第 2 版として刊行しこれを世に送り今日一般工業會に利用せられてゐる。

9. 紀元 2600 年記念事業一

鐵鋼要覽の上梓

昭和 15 年本會創立 25 周年一殊に皇紀 2600 年の光輝ある記念事業として鐵鋼要覽を上梓することとし、昭和 10 年 11 月の編纂準備委員會を組織し、同 11 年 7 月監修會に於て編纂内容を決定し各部門に亘りその主任者を依頼した。而して主任者よりの推舉により鐵鋼各部門に亘れる權威者より成る執筆者を定め、執筆要項を製作しその事務を進めた。然るに中途に於て事變や戰爭に際會し一部事業の滯滞を餘義なくせられ豫定より遙かに遅れて昭和 19 年 8 月に至り漸くその出版を見た。要覽の内容に於て鐵鋼各部門に亘り操業上且つ設計上有益なる資料を蒐集し重要な圖表等を挿入せられたるを以て、學者専門技術者には勿論事業従事者の指針として日常座右の好伴侶たり得るものと信ずる。尙書中誤謬や時

勢に適應しない事項等あらば後日の機會に於て改訂を加へたいと思ふ。

10. 所藏圖書及雜誌

本會所藏の内外圖書及び主なる雜誌は下記の如くであるが之等は隨時本會々員の閱覽に供してゐる。（昭和 20 年 2 月末日現在）

(1) 和 書 253 (3) 内國雜誌 30 種

(2) 洋 書 239 (4) 外國雜誌 13 種

尙故野田博士寄贈資金による野田文庫所屬の圖書は次の通りである。

(5) 和 書 92 (6) 洋 書 338

11. 日本標準規格印刷發行

工業品の規格統一を計ることは斯業發展上最も重要な要件であるので去る大正 10 年 4 月より商工省内に工業品規格統一調査委員會が設置せられ同委員會に於てその調査を繼續し決定せる規格は順次之を告示することとなつた。

本會は之が普及を促進せんがため特に本會に關係を有する部分について私費印刷發行の許可を當局へ申請し昭和 6 年 1 月 17 日付でその認可を得。爾來希望者へ實費で之を頒布してゐる。其後事變や戰爭による時局の推移に伴ひ規格の改定を必要とするに及びて臨時標準規格が遂次制定されるに至つた。

12. 日本鐵鋼標準試料頒布

鐵鋼標準試料が鐵鋼分析の正否を是正する上に必要なことは敢て多言を要しない所で既に歐米先進國に於ても之を製作して汎く國內に頒布し之に依て鐵鋼分析の誤差を是正し從て品位の判定、更に進んで品質向上を計るに供用してゐる。然るに本邦に於ては其の企てがなかつたので之等の高價品を海外よりの輸入に待つ外はなかつた。八幡製鐵所は茲に見る所あり多大の犠牲を拂つて昭和 10 年下表の第 1~6 號迄完成し本品の頒布に就ても特に其の權威を保持せんが爲め鐵鋼學術並に技術の振興機關たる本會に對しその一手頒布權を依頼せられたので之を頒布した所斯界の渴望する所となり忽ちにして拂底を來した。發に於て同所が日本製鐵株式會社に改組後も之の企圖を繼續し斯界の便に供せんことを期し下表に示す如く年々續々多種の試料を製出しつゝある。

日本鐵鋼標準試料組

(炭素鋼は凡て藍基)

			C	Si	Mn	P	S	Cu	Ni	Cr	W
第1號	(a)	炭素鋼	0.11	0.008	0.40	0.019	0.016	0.13	0.02		
第2號	(a)	炭素鋼	0.19	0.008	0.58	0.023	0.019	0.14	0.03		
第3號	(b)	炭素鋼	0.20	0.008	0.58	0.023	0.019	0.14	0.036		
第3號	(a)	炭素鋼	0.42	0.12	0.67	0.019	0.022	0.10	0.033		
第3號	(b)	炭素鋼	0.42	0.12	0.66	0.019	0.021	0.10	0.033		
第4號	(b)	炭素鋼	0.42	0.12	0.66	0.019	0.021	0.10	0.033		
第5號	(a)	炭素鋼	0.82	0.03	0.72	0.027	0.025	0.14	0.03		
第6號		鼠銑鐵									
第7號		白銑鐵	T.C.3.89 G.C.0.58 C.C.3.31	0.656	2.420	0.545	0.064	0.200	0.003		
第8號	ク	ロム鋼	0.390	0.220	0.390	0.023	0.016	0.073	0.094	13.510	
第9號	高	速度鋼	0.640	0.100	0.090	0.015	0.025	0.140	0.110	3.830	19.330
第10號	ニツケル	クロム鋼	0.410	0.170	0.390	0.042	0.033	0.220	3.210	0.840	
第11號	タンゲス	テン鋼	0.580	0.250	0.350	0.017	0.011	0.290	0.060	0.120	2.03
第12號	低	磷銑鐵	T.C.0.07 G.C.3.91 C.C.0.16	2.55	0.77	0.024	0.004	0.003	—	—	
第13號	フェロ	マンガン	6.67	0.68	75.43	0.325	0.072	0.09	0.15	0.17	
第14號	フェロ	シリコン	0.08	76.90	0.22	0.032	0.007	0.14	0.13	0.05	
第15號	フェロ	クロム	0.18	2.40	0.07	0.072	0.004	0.12	0.26	65.33	
第16號	フェロ	タンゲステン	0.03	0.59	1.16	0.020	0.004	0.06	—	—	76.67
第17號	フェロ	チタン	6.80	5.21	0.82	0.059	0.015	0.06	0.02	0.11	
第18號	フェロ	モリブデン	3.19	1.85	0.10	0.050	0.054	0.10	0.09	0.24	0.008
第19號	フェロ	ワナヂウム	0.06	0.35	0.13	0.046	0.032	0.12	—	0.02	
第20號	フェロ	ホスオル	0.08	0.54	0.26	23.42	0.005	0.20	0.02	0.09	

13. 製鐵製鋼用参考品展覽會の開設

本會は時局の要請に鋼へ本展覽會を開設し製鐵製鋼用の一般研究參考試料を陳列して公衆の觀覽に供した。

會場 東京都芝區海岸通1丁目 東京府立工業獎勵館

期日 昭和17年4月5・6・7日3日間

本展觀會に参加したるものは官廳會社等70を算しその出品物は製鋼各種成品、同應用品、耐火材料、煉瓦、燃料、副産物製品、電氣爐、各種計器試験機、分析装置、顯微鏡、寫眞器、各種圖表等多數に上つた。而して入場者は開場3日間に2300名に達した。

14. 日本工學會に関する主なる會合

本會を含む本邦に於ける權威ある12(後に16となる)學會を以て組織せる日本工學會主催の會合に参加したるものは次の如くである。

- (1) 第1回工學會大會 昭和2年11月
東京帝國大學講堂に於て
- (2) 萬國工業會議 昭和4年10, 11月
日比谷公會堂及帝國議事堂に於て
- (3) 第2回工學會大會 昭和7年4月
東京帝國大學講堂に於て

- (4) 第3回工學會大會 昭和11年4月 同上
- (5) 第4回工學會大會 昭和15年4月 同上

本會々員の類別及會員數の増減

年次	名譽會員	維持會員	贊助會員	正會員	准會員	計
大正4年度末						896
〃 5 〃				537	555	1,092
〃 6 〃			1	566	640	1,207
〃 7 〃			1	676	823	1,500
〃 8 〃			1	不詳	不詳	1,605
〃 9 〃			1	928	629	1,558
〃 10 〃			9	866	545	1,420
〃 11 〃			9	849	505	1,408
〃 12 〃			9	801	522	1,332
〃 13 〃			10	808	516	1,334
〃 14 〃	6		22	752	531	1,311
〃 15 〃	8		20	740	560	1,328
昭和1 〃	8	14	20	722	571	1,335
〃 2 〃	7	24	20	737	583	1,371
〃 3 〃	7	25	20	743	617	1,412
〃 4 〃	9	26	19	759	578	1,391
〃 5 〃	9	26	19	718	586	1,358
〃 6 〃	12	27	18	754	624	1,435
〃 7 〃	13	34	18	771	784	1,620
〃 8 〃	18	31	15	769	880	1,713
〃 9 〃	17	44	16	939	968	1,984
〃 10 〃	17	44	16	969	1142	2,188
〃 11 〃	16	45	17	1069	1253	2,400
〃 12 〃	14	50	20	1374	1557	3,015

成分及び頒布價格

性平爐鋼たること)

Co	V	Mo	Ti	Fe	Al	坩入單重 (gr)	1本の價格 (圓)
						150	10,00
						150	10,00
						150	10,00
						150	10,00
						150	10,00
						150	14,00
						150	16,00
						150	14,00
						150	14,00
0.640	0.640	0.370				150	14,00
			0.12			150	10,00
	0.03		0.06	15.78	0.02	150	20,00
	—		0.24	18.35	2.48	150	20,00
0.05	0.02			31.07	0.03	150	20,00
	—		0.03	18.86	0.96	150	25,00
			15.52	64.89	0.49	150	20,00
		44.63	0.03	49.73	—	150	25,00
	39.61	0.07		57.44	6.69	150	25,00
—			0.98	74.40		150	20,00

年次	名譽會員	維持會員	贊助會員	正會員	准會員	計
昭和14年度末	14	49	21	2,087	1,553	3,724
〃 15 〃	14	56	24	2,246	2,077	4,417
〃 16 〃	13	58	23	2,404	2,725	5,223
〃 17 〃	17	60	24	2,683	3,356	6,139
〃 18 〃	16	79	23	3,093	3,980	7,191
〃 19 〃	15	81	25	3,312	4,308	7,741

(毎年度末ハ翌年2月末日トス)

上表に示す如く創立當初は 900 名に足らなかつたが歐洲大戰中好況の勢に乘じ大正 9 年 3 月 1600 名に達した。其の後鐵鋼業の不振殊に大正 12 年關東大震災の影響を蒙り大正 13 年 3 月には 1,300 餘名に減じ更にその後財界の世界的恐慌襲來の影響によつて會員の減少が尠くなかつた。然るに鐵鋼研究の必要は漸次世に認識せらるるに至り殊に昭和 12 年の日支事變の勃發に次ぐ昭和 16 年末の大東亞戰爭の開始以來は戦力増強に拍車を加へ逐年會員の飛躍的增加を見るに至り昭和 19 年度末には遂に 7,741 名を算した。

次に昭和 2 年 4 月臨時總會を開き定款を改正し會員類別中新に維持會員を加へた。その當初は加盟者 10 員、口數 11 口であつたが漸次増加して今日では 81 員 219 口に達し本會の事業遂行上に多大の惠澤を受けつつある

ことは洵に感謝の至りである。

VI: 本會資産の増減

本會の法人組織となりたる大正 5 年 3 月以後に於ける本會資産の増減を示せば次の通りである。

	圓
大正 4 年度末	9,109.28
大正 5 年同	9,729.74
大正 6 年同	10,633.33
大正 7 年同	27,058.68
大正 8 年同	24,764.43
大正 9 年同	60,898.33
大正 10 年同	62,928.38
大正 11 年同	62,109.29
大正 12 年同	23,266.56
大正 13 年同	33,228.99
大正 14 年同	54,818.28
大正 15 年同	53,794.72
昭和 元 年同	54,436.95
昭和 2 年同	55,360.54
昭和 3 年同	58,133.62
昭和 4 年同	

	圓
昭和 5 年度末	81,175.57
昭和 6 年 同	82,808.82
昭和 7 年 同	105,454.83
昭和 8 年 同	116,531.66
昭和 9 年 同	123,395.86
昭和 10 年 同	135,668.21
昭和 11 年 同	146,808.35
昭和 12 年 同	276,288.74
昭和 13 年 同	642,519.69
昭和 14 年 同	669,803.46
昭和 15 年 同	700,475.36
昭和 16 年 同	710,485.27
昭和 17 年 同	815,310.35
昭和 18 年 同	818,593.07
昭和 19 年 同	839,774.71

(毎年度末は翌年 2 月末日とす)

本會創立後一方雜誌發行其の他經費の補助基金を募集し他方會館建築資金を募集したところ恰も戦時好況に際し且つ識者の多大なる援助に依り本會資金は概ね遂次増加して來た。殊に大正 10 年 3 月には會館建築終了と共にその見積價格を資産中に編入したため大正 9 年 3 月の

24,764.43 圓より一躍 6 萬圓以上に達した。然るに大正 12 年 9 月不幸震災のため本會會館及書籍家具共烏有に歸し全資産の約 3 分の 2 を減じ 23,266.56 圓に下つた。爾後専ら財政整理に努力し大正 14 年 3 月 33,228.99 圓に増加し更に各方面よりの同情と後援とに依り基金募集順調に進行し大正 14 年 8 月現在 53,000 圓に達し震災前の資産に近づいたが時代に順應し事業の發展を圖るため昭和 2 年 4 月新に維持會員の制を設け鐵鋼關係各會社の援助を求め資金の充實を計ることに努力した。その後

昭和 5 年 7 月	服部博士記念資金
昭和 7 年 4 月	香村博士寄贈資金
昭和 9 年 2 月	俵 博士記念資金
昭和 10 年 4 月	河村博士寄贈資金
昭和 12 年 2 月	野田博士寄贈資金
昭和 13 年 7 月	日本鋼管株式會社寄贈資金
昭和 13 年 7 月	日本特殊鋼株式會社寄贈資金
昭和 17 年 10 月	今泉博士記念資金

等の寄贈に依り稍々財務上の安固を見るに至りたるは慶賀に堪へない處で本會の目的遂行上更に事業資金の充實を計る必要のあることは論を俟ない處である。

因に上記各寄贈資金に付いては夫々規定を設け各寄贈者の意志を體して之を實行しつつある次第であります。

VII 現行日本鐵鋼協會定款並に諸規定

(定款ハ昭和24年11月
30日改正ノモノ)

社團法人 日本鐵鋼協會定款

第一章 總 則

第一條 本會ハ日本鐵鋼協會ト稱スル社團法人トシ事務所ヲ東京都千代田區丸ノ内二丁目十番地仲十四號館一號内ニ置ク 但シ必要ニ應シ支部ヲ設ク其位置ハ評議員會之ヲ定ム

第二條 本會ノ目的ハ鐵及鋼ニ關スル學術、技術、其他一切ノ問題ヲ研究調査シ本邦ニ於ケル該事業ノ振興發達ヲ期スルニアリ

第三條 前條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ニ應シ左ノ事業ヲ爲ス

- 一、會誌、圖書ノ刊行
- 二、講演會、研究會、見學會、其他集會ノ開催
- 三、調査、研究、建議、其他ノ公益事業
- 四、獎勵及表彰
- 五、其他本會目的達成ノ爲メ必要ト認ムル事項

第二章 會 員

第四條 左記資格ノ一以上ヲ有スカモノハ會員タルコトヲ得

- 一、鐵及鋼ノ製造者
- 二、鐵及鋼ノ加工者
- 三、鐵及鋼ノ販賣者
- 四、鐵及鋼ノ需要者
- 五、製鐵原料ノ供給者
- 六、鐵及鋼ニ關係アル技術者及篤志者

第五條 會員ヲ分チテ 名譽會員 維持會員 贊助會員 正會員及學生會員トス

第六條 名譽會員ハ本邦鐵鋼業ニ關シ功績名望アルモノニシテ特ニ評議員會ニ於テ推薦スルモノトス

第七條 維持會員ハ本會ノ維持資金トシテ毎年本條但書ノ金額一口以上齎出スルモノトス

但シ一口ノ金額ヲ參千圓トス

第八條 贊助會員ハ本會ノ目的ヲ賛成シ一時ニ金五千圓以上ヲ寄附スルモノトス

第九條 正會員ハ評議員會ノ承認ヲ經テ入會スルモノニシテ規定ノ入會金及會費ヲ納ムルモノトス

第十條 學生會員ハ理事會ノ承認ヲ經テ入會スルモノニシテ規定ノ入會金及會費ヲ納ムルモノトス

第十一條 會員ノ權利特權ハ其ノ一身ニ專屬スルモノニシテ他ニ移轉スルコトヲ得サルモノトス

第十二條 本會々員ニシテ本定款又ハ本會規則ニ違背シ若クニ本會ノ體面ヲ汚スノ行爲アリト認ムルモノ及會

費滞納ノモノハ評議員會ノ決議ニヨリ之ヲ除名スルコトヲ得

第十三條 退會又ハ除名セラレタルモノハ既納會費ノ返戻ヲ求ムルコトヲ得ス且ツ本會ニ於ケル總テノ權利ヲ失フモノトス

第三章 役 員

第十四條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、理事 九名(内一名ヲ會長トシ一名ヲ副會長トス)
- 一、監事 二名
- 一、評議員 百名以内

第十五條 會長、副會長ハ本會理事中ヨリ理事ノ互選ニ依リ之ヲ定ム

第十六條 理事ハ總會ニ於テ正會員中ヨリ正會員之ヲ選舉スルモノトシ其任期ハ就任後第二回ノ通常總會終結ニ至ルマテトス 但シ定員九名中五名以内ニ限リ連續重任スルコトヲ得

第十七條 監事ハ東京都及其附近在住ノ正會員中ヨリ評議員會ニ於テ之ヲ選舉スルモノトシ其任期ハ就任後第二回ノ通常總會終結ニ至ルマテトス 但シ連續重任スルコトヲ得ス

第十八條 評議員ハ總會ニ於テ正會員中ヨリ正會員之ヲ選舉スルモノトシ其任期ハ就任後第二回ノ通常總會終結ニ至ルマテトス

第十九條 役員中缺員ヲ生シタルトキハ評議員會ニ於テ補缺員ヲ選舉ス 但シ其任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第四章 役員ノ職務權限

第二十條 會長ハ會務ヲ總理ス

第二十一條 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第二十二條 會長、副會長以外ノ理事ハ互選ヲ以テ左ノ職務ヲ分掌ス

- 一、庶務
- 二、會計
- 三、編輯
- 四、講演
- 五、研究、調査

第二十三條 監事ハ會務ヲ監查ス

第二十四條 評議員會ハ總會ニ於テ議決スヘキ事項ヲ除クノ外一切ノ會務ヲ評議決定ス 但シ評議員會ノ決定スヘキ事項ニシテ重要ナラサルモノハ豫メ其ノ決議ヲ以テ理事會ニ委任スルコトヲ得

第五章 會 合

第二十五條 通常總會ハ毎年一回三月下旬ヨリ一ヶ月間

以內=於テ之ヲ開キ事務及決算ノ報告ヲナス

第二十六條 臨時總會ハ評議員會ノ決議若クハ正會員十分ノ一以上ノ請求=ヨリ之ヲ開ク

第二十七條 凡テ總會ヲ招集スルニハ少クモ十日以前=會議ノ事項ヲ示シ會員ニ通告スヘシ 但シ總會=於テ出席正會員四分ノ三以上ノ同意アルトキハ豫メ通告セザリシ事項=就キ議決ヲナスコトヲ得

第二十八條 凡テ會議ノ議長ハ會長之=當ル

第二十九條 總會ハ正會員ノ十分ノ一以上ノ出席ヲ以テ成立ス 但シ總會=出席シ能ハサルモノハ他ノ正會員ニ委任シ表決權ヲ行ハシムルコトヲ得

第三十條 總會ノ議決ハ出席正會員及前條ノ表決權ヲ加ヘタルモノノ過半数ニヨルモノトス

第三十一條 評議員會ハ理事會ノ決議若クハ會長=於テ必要ト認メタルトキ又ハ評議員五名以上ノ請求=依リ之ヲ開ク

第三十二條 評議員會ハ理事及評議員ヲ以テ組織ス 前會長ハ評議員會ニ出席シ議決權ヲ行フコトヲ得ルモノトス

第三十三條 評議員會ハ十名以上ノ出席ヲ以テ成立ス 但シ出席シ能ハサルモノハ他ノ出席員ニ委任シ代理セシムルコトヲ得

第六章 入會金、會費及寄附

第三十四條 入會金ハ正會員=於テハ金八拾圓、學生會員=於テハ金參拾圓トス

第三十五條 正會員ノ會費ハ一ケ年金五百圓、學生會員ノ會費ハ一ケ年金貳百圓トス

第三十六條 (削除)

第三十七條 何人タリトモ本會=金員並ニ物品ヲ寄附シ且ツ其用途ヲ指定スルコトヲ得

第七章 會誌、圖書ノ發行及通信

第三十八條 本會ノ目的ニ係ル有益ナル事項ヲ編輯シ會誌又ハ單行圖書トシ之ヲ會員ニ頒ツ

第三十九條 本會ハ會員ノ依頼ニ應シ外國及内地ニ於ケル鐵鋼ニ關スル特種事項ノ調査報告ヲナス

第八章 支部

第四十條 支部ハ本定款及本會細則ノ範圍内ニ於テ支部ニ關スル規則ヲ設定スルコトヲ得

但シ評議員會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第九章 資産

第四十一條 本會ノ資産ハ會員ノ入會金及會費並ニ本會ノ目的ヲ達スル爲メ寄附セラレタル金員及物件ヨリ成ル

第十章 附則

第四十二條 本定款ノ施行ニ必要ナル事項ハ本會定款施

行細則ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三條 本會定款施行細則ハ評議員會之ヲ議定ス

第四十四條 本定款ヲ變更スルニハ總會=於ケル出席正會員及第二十九條ニヨル表決權ヲ加ヘタルモノノ四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

第四十五條 事務所ノ位置ハ東京都内ニ於テスル場合ニ限リ理事會ノ決議ニヨリ主務官廳ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得

日本鐵鋼協會定款施行細則

○入會、退會、氏名並ニ住所變更

第一條 正會員タラント欲スル者ハ正會員二名以上ノ紹介ヲ以テ所定申込用紙ニ依リ本會ニ申込ムヘシ

學生會員タラント欲スル者ハ正會員一名以上ノ紹介ヲ以テ所定申込用紙ニ依リ本會ニ申込ムヘシ

名譽會員、維持會員、贊助會員ハ正會員ヲ兼メルコトヲ得 但シ規定ノ會費ヲ納ムルコトヲ要セス

第二條 入會ノ許否ハ正會員ニ於テハ評議員會 學生會員ニ於テハ理事會之ヲ定メ可決シタル者ノミニ對シ其旨ヲ通知ス

否決シタルモノニ對シテハ其ノ否決ノ理由ヲ示サス

第三條 入會ノ承諾ヲ得タル者ハ定款第三十四條第三十五條ニヨリ入會金及會費ヲ納入スヘシ

第四條 退會セント欲スル者ハ書面ヲ以テ其旨本會ニ申出ツヘシ

退會申込者ニシテ會費ノ滯納アル者ニ對シテハ十日間以上ノ期間ヲ定メ其納入ヲ催告シ若シ指定ノ期間内ニ其義務ヲ果ササル者ハ直ニ之ヲ除名ス

第五條 會員中住所ヲ移轉シ又ハ氏名ヲ改稱シタルトキハ直チニ其旨ヲ本會ニ通告スヘシ

○役員及委員

第六條 評議員ハ毎年其半数ヲ改選ス

第七條 一、役員ノ改選ニ就テハ豫メ評議員會ニ於テ候補者ヲ推薦シ總會ノ日ヨリ少クモ二週間前ニ正會員ニ通知シ參考ニ供スヘシ

二、會長以外ノ理事ハ東京都及其附近在住者タルコトヲ要ス

第八條 會長ハ會務處理ノ爲メ理事會ノ決議ヲ經テ會員中ヨリ主事、常置委員並ニ臨時委員ヲ選任シ囑託スルコトヲ得

- 一、主事 一名
- 一、常務委員 若干名
- 一、編輯委員 若干名
- 一、研究調査委員 若干名
- 一、幹事 若干名

第九條 主事ハ理事ノ指揮ヲ受ケ本會々務ヲ處理スルモノトス

第十條 常務委員ハ理事ノ職務ヲ補佐スルモノトス

第十一條 編輯委員ハ會誌ノ編纂、其他一切ノ編輯事務ヲ處理スルモノトス

第十二條 研究調査委員ハ各囑託セラレタル事項ニ付研究調査シ其結果ヲ理事會ニ報告スルモノトス

第十三條 役員ハ凡テ名譽職トス 但シ主事及委員ニハ手當ヲ支給スルコトヲ得ルモノトス

○會 合

第十四條 理事會ハ理事、監事、主事及常務委員ヲ以テ組織シ會長之ヲ主宰シ評議員會ヨリ委託セラレタル權限ニ於テ會務ヲ協議決定ス

第十五條 講演會、研究會其他會合ハ理事會ノ決議ニヨリ隨時場所ヲ定メテ開催スルモノトス

○會 費

第十六條 會費ハ毎年十二月ニ一ケ年分ヲ前納スヘシ新ニ入會シタル者ニ付テハ月割ヲ以テ次ノ徵收期迄ノ分ヲ徵收ス
會費滯納三ヶ月ニ及フモノハ會誌ノ發送ヲ中止スルコトアルヘシ

○會誌、通信、報告

第十七條 本會ノ會誌ハ「鐵と鋼」ト命名シ定期之ヲ發行シ會員ニ頒ツ會誌ノ外有益ナル圖書ヲ刊行シ無代若クハ實費ヲ以テ之ヲ會員ニ頒ツコトアルヘシ

第十八條 會員ハ努メテ論說、報告其他會誌ノ資料ヲ本會ニ寄送スヘシ 其筆耕、通信ニ要スル費用ハ本會之ヲ負擔スルコトアルヘシ 特ニ有益ナル論說等ヲ寄送シタル者ニハ其別刷三十部以内ハ金品ヲ贈與スルコトアルヘシ

尙贈與部數以外ノ別刷ヲ希望スル者ニハ實費ヲ以テ其求ニ應スヘシ

第十九條 本會々誌ニ會員並ニ會員以外ノ者ノ依頼ニ應ジ別ニ定ムル料金ヲ徵シ廣告ヲ掲クルコトアルヘシ

○支 部 會

第二十條 支部會ノ經費ハ合支部會ノ負擔トス 但シ各支部區域ニ於ケル會員ノ會費總額十分ノ一以内ヲ以テ其維持費ヲ補助スルコトアルヘシ

附

一 昭和四年四月十五日所在地名改稱ニ付キ定款第一條中變更ノ件同年五月十五日附文部省ヨリ認可アリタリ

舊名 東京市麴町區有樂町一丁目一番地

改名 東京市麴町區丸ノ内三丁目二番地

一 本定款改正ハ昭和六年四月二十五日認可即日施行

一 昭和七年三月七日評議員會ニ於テ本定款施行細則第一條中「贊助會員」ノ上ニ「名譽會員、維持會員」ヲ挿入スルコトヲ議定シ即日施行

一 定款第一條中「東七號館」ヲ「三菱二十一號館」ト改正ノ件昭和九年三月六日付文部省ノ認可ヲ得即日施行

一 定款施行細則第七條中二項追加ノ件昭和九年二月二十一日評議員會議定即日施行

一 定款第三十三條中「金七拾五錢」ヲ「金八拾錢」ト「金六拾錢」ヲ「金六拾五錢」ト改正ノ件

昭和九年四月三日第十九回通常總會ニ於テ決議シ昭和九年七月ヨリ施行

一 本定款改正ハ昭和十一年三月十八日認可即日施行（所在地變更）

一 本定款改正ハ昭和十一年四月二十五日認可即日施行（監事設置）

一 定款改行細則第一條改正昭和十一年五月二十二日評議員會議定即時施行

一 定款第三章第十四條評議員「六十名」ヲ百名以内ト改正ノ件昭和十五年一月二十六日臨時總會ニ於テ可決昭和十五年二月十九日文部省認可即日施行

一 本定款第三十五條中「一ケ月金八拾錢」ヲ「一ケ年金拾圓」ト「一ケ月金六拾五錢」ヲ「一ケ年金八圓」ト改正ノ件昭和十七年十一月二十七日臨時總會ニ於テ可決昭和十八年三月ヨリ施行

日本鐵鋼協會研究部會內規

第一條 本邦製鐵鋼業ノ振興ヲ助長シ學術、技術ノ進歩發達ヲ促進スル爲メ日本鐵鋼協會ニ左記部門ヲ設ケ必要ニ應シ隨時研究會ヲ開催スルモノトス

(一) 銑鐵部會（原料、設備、作業、製品、副産物ニ關スル事項）

(二) 製鋼部會（同右）

(三) 鋼材部會（資材、設備、作業、製品等ニ關スル事項特殊鋼ヲ含ム）

(四) 鑄物部會（資材、原料、設備、作業、製品等ニ關スル事項特殊鑄物ヲ含ム）

(五) 鐵鋼科學部會（化學分析、材料試驗、規格、物理冶金、防蝕等ニ關スル事項）

(六) 燃料經濟部會（燃料、測熱、熱勘定等ニ關スル事項）

(七) 經濟部會（工場管理、統計、勞務、輸出入等ニ關スル事項）但シ部會ノ類別ハ必要ニ應シ取捨増減スルコトアルヘシ

第二條 各部會ノ研究事項毎ニ委員若干名ヲ置キ各工場ノ推薦ニ係ハル擔當者及日本鐵鋼協會ヨリ薦推スル會員ヲ以テ組織ス

第三條 委員ノ任期ハ各研究事項ノ議了ニ至ル迄トス

第四條 各部會ノ研究事項毎ニ委員長ヲ置ク、委員長ハ委員ノ互選トス

第五條 研究會ニ附議スヘキ討議事項ノ細目ハ豫メ各委員會ニ於テ立案シ委員長ヨリ本會ニ申出ルモノトス

第六條 日本鐵鋼協會ハ各部會ノ研究事項ニ關シ各委員長ト協議ノ上毎年該年度内ニ開催ス可キ研究會ノ種類數、開催地並ニ討議ス可キ問題ヲ選定シ豫メ各委員ニ通知スルモノトス

第七條 各部會研究事項ノ議事ヲ整理スル爲メ委員長不在ノトキハ出席委員中ヨリ委員長代理ヲ互選ス

第八條 研究會ノ議事録作成ノ爲メ必要ノ場合ハ日本鐵鋼協會ヨリ委員外事務員ヲ出席セシムルコトヲ得

第九條 研究會議事録ハ日本鐵鋼協會ニ於テ之ヲ作製シ各研究委員會ニ於テ公表差支ナシト認メタルモノニ限リ之ヲ會誌ニ掲載シ又ハ別刷トシテ會員一般ニ配布スルモノトス

第十條 日本鐵鋼協會々員ハ會場ノ許ス範圍ニ於テ研究會ノ議事ヲ傍聽スルヲ妨ケサルモノトス

第十一條 本内規ニヨル各部會ノ研究會ハ他ノ學會、協會其他ノ團體ト聯合シ開催スルコトヲ得ルモノトス

第十二條 研究會開催ニ要スル經費ハ日本鐵鋼協會之ニ負擔ス

但シ日鋼資金委員會ノ議ヲ經テ同資金中ヨリ之ヲ支辨スルコトアルトシ

第十三條 第十二條ノ經費ハ他ノ學會、協會又ハ他ノ團體ト聯合シ開催スル場合ハ相互ノ協議ニ依リ之ヲ決定スルモノトス

第十四條 委員出張旅費ハ當分ノ内各工場又ハ出席委員各自ノ負擔トス 但シ本會ノ該年度經費ニ餘裕アル場合ニ限リ一部又ハ全部ヲ支給スルコトアルヘシ

附 則

昭和十三年九月七日改正

社 團 法 人 日本鐵鋼協會關西支部規則

第一條 當支部ハ關西支部ト稱ス

第二條 關西支部事務所ハ之ヲ大阪市ニ置ク

第三條 關西支部會員ハ京都府、大阪府、兵庫縣及之ニ近接スル地方ニ在住ノ日本鐵鋼協會々員トス

第四條 支部ニ左ノ役員ヲ置ク

支 部 長

幹 事 商 議 員

商議員ハ三十名トシ支部正員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

幹事ハ十五名トシ商議員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

支部長ハ幹事ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 支部長ハ支部ヲ代表シ會務ヲ總理ス、支部長事故アルトキハ幹事ノ一人之ヲ代理ス

第六條 役員ノ任期ハ二ケ年トシ支部總會ニ於テ支部正員ノ投票ニヨリ之ヲ定ム

但シ改選前商議員會ハ豫メ候補者ヲ推薦シ之ヲ支部正員全部ニ豫告シ參考ニ供スルモノトス

第七條 前支部長ハ幹事會及商議員會ニ出席シ意見ヲ開陳シ且決議ニ加ハルコトヲ得ルモノトス

第八條 支部ノ事業ハ左ノ如シ

- 一 講演會、座談會ノ開催
- 二 見學視察
- 三 其他適當ト認メラル事業

第九條 支部ノ事業ヲ遂行スル爲メ幹事會、商議員會並ニ支部總會ヲ開催ス

幹事會及商議員會ハ必要ニ應シ支部長之ヲ招集ス

第十條 支部年度ハ曆年ニヨルモノトス

支部總會ハ毎年一月之ヲ開キ諸般ノ報告及必要ナル議事ヲ行フ

第十一條 商議員會及支部總會ノ決議並ニ各年度豫算及決算ハ之ヲ日本鐵鋼協會々長ニ報告シ其承認ヲ經ルヲ要ス

第十二條 商議員會及總會ノ議決ハ出席會員ノ過半數ニヨルモノトス

第十三條 支部ノ經費ハ寄附金及日本鐵鋼協會ノ補助金ヲ以テ之ヲ支辨ス

第十四條 本規則ヲ變更セムトスルトキハ支部總會ヲ開キ出席會員過半數ノ同意ト日本鐵鋼協會々長ノ承認ヲ經ルヲ要ス

附

一、昭和十四年二月二十二日評議員會ニ於テ決定即日施行

一、第四條商議員及幹事ノ員數改正ノ件

昭和十六年二月八日商議員會ニ於テ決定同日日本鐵鋼協會々長ノ承認ヲ經即日施行

社 團 法 人 日本鐵鋼協會東北支部規則

第一條 當支部ハ社團法人日本鐵鋼協會東北支部ト稱ス

第二條 東北支部事務所ハ仙臺市ニ置ク

第三條 東北支部會員ハ東北六縣ニ在住スル日本鐵鋼協

會々員トス

第四條 支部ニ次ノ役員ヲ置ク

- 一 支部長
- 二 支部理事
- 三 支部評議員

支部評議員ハ三十名以内トシ總會ニ於テ支部正員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

支部理事ハ若干名トシ支部評議員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

支部長ハ支部理事ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 役員ノ任期ハ二ケ年トス 但重任ヲ妨ケサルモノトス

第六條 支部長ハ支部ヲ代表シ會務ヲ總理ス 支部長事故アルトキハ支部理事ノ一人ヲ代理ス

第七條 支部理事ハ常務ヲ處理シ、支部評議員ハ重要ナル會務ヲ評議ス

第八條 支部ノ事業ハ次ノ如シ

- 一 講演會、研究會、坐談會ノ開催
- 二 見學、視察
- 三 其他適當ト認メラルル事業

第九條 支部ノ事業ヲ遂行スルタメ支部理事會、支部評議員會並ニ支部總會ヲ開催

第十條 支部年度ハ曆年ニヨルモノトシ、支部總會ハ毎年一月之ヲ開キ諸般ノ報告及必要ナル議事ヲ行フ、但必要ニ應シ臨時ニ總會ヲ開催スルコトアルヘシ。又理事會及評議員會ハ必要ニ應シ支部長之ヲ招集ス

第十一條 支部評議員會及支部總會ノ決議並ニ各年度豫算及決算ハ之ヲ日本鐵鋼協會々長ニ報告シ其承認ヲ經ルヲ要ス

第十二條 支部評議員會及支部總會ノ議決ハ出席會員ノ過半數ニ依ルモノトス

第十三條 支部ノ經費ハ寄附金及日本鐵鋼協會ノ補助金ヲ以テ支辨ス

第十四條 本規則ヲ變更セントスルトキハ支部總會ヲ開キ出席會員ノ過半數ノ同意ヲ得タル上日本鐵鋼協會々長ノ承認ヲ經ルヲ要ス。

附 本規則ハ昭和十九年十月ヨリ之ヲ施行ス

社團 日本鐵鋼協會北陸支部規則
法人

第一條 當支部ハ北陸支部ト稱ス

第二條 北陸支部事務所ハ之ヲ富山市ハ置ク

第三條 北陸支部會員ハ富山縣、新潟縣、石川縣及福井縣ニ在住ノ日本鐵鋼協會々員トス

第四條 支部ニ次ノ役員ヲ置ク

支部長

幹事

評議員

評議員ハ 15 名トシ支部正員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

幹事ハ 5 名トシ評議員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

支部長ハ幹事ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 支部長ハ支部ヲ代表シ會務ヲ總理ス 支部長事故アルトキハ幹事ノ一人ヲ代理ス

第六條 役員ノ任期ハ二ケ年トシ支部總會ニ於テ支部正員ノ投票ニヨリ之ヲ定ム

但シ政選前評議員ハ豫メ候補者ヲ推薦シ之ヲ支部正員全部ニ豫告シ參考ニ供スルモノトス

第七條 前支部長ハ幹事會及評議員會ニ出席シ意見ヲ開陳シ且決議ニ加ハルコトヲ得ルモノトス

第八條 支部ノ事業ハ下ニ如シ

- 一、講演會、座談會ノ開催
- 二、見學視察
- 三、其他適當ト認メラルル事業

第九條 支部ノ事業ヲ遂行スル爲メ幹事會、評議員會並ニ支部總會ヲ開催ス

幹事會及評議員會ハ必要ニ應シ支部長之ヲ招集ス

第十條 支部年度ハ官廳年度ニヨルモノトス

支部總會ハ毎年四月之ヲ開キ諸般ノ報告及必要ナル議事ヲ行フ

第十一條 評議員會及支部總會ノ決議並ニ各年度豫算及決算ハ之ヲ日本鐵鋼協會々長ニ報告シ其ノ承認ヲ經ルヲ要ス

第十二條 評議員會及總會ノ議決ハ出席會員ノ過半數ニヨルモノトス

第十三條 支部ノ經費ハ寄附金及日本鐵鋼協會ノ補助金ヲ以テ之ヲ支辨ス

第十四條 本規則ヲ變更セントスルキトハ支部總會ヲ開キ出席會員ノ過半數ノ同意ト日本鐵鋼協會々長ノ承認ヲ經ルヲ要ス

社團 日本鐵鋼協會東海支部規則
法人

第一條 當支部ハ社團法人日本鐵鋼協會東海支部ト稱ス

第二條 東海支部事務所ハ之ヲ名古屋市ニ置ク

第三條 東海支部會員ハ愛知、岐阜、二重、長野ノ各縣及近接スル地方ニ在住ノ日本鐵鋼協會々員トス

第四條 支部ニ次ノ役員ヲ置ク

支部長、支部理事 支部評議員

支部評議員ハ三十名以内トシ支部正員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

支部理事ハ十五名以内トシ支部評議員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

支部長ハ支部理事ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 支部長ハ支部ヲ代表シ會務ヲ總理ス

支部長事故アルトキハ支部理事ノ一人之ヲ代理ス

第六條 役員ノ任期ハ二ケ年トシ支部總會ニ於テ支部正員ノ投票ニヨリ之ヲ定ム 但シ改選前評議員會ヘ豫メ候補者ヲ推薦シ之ヲ支部正員全部ニ豫告シ參考ニ供スルモノトス

第七條 前支部長ハ支部理事會及支部評議員會ニ出席シ意見ヲ開陳シ且決議ニ加ハルコトヲ得ルモノトス

第八條 支部ノ事業ハ下ノ如シ

- 一 講演會、坐談會ノ開催
- 二 見學觀察
- 三 其他適當ト認メラルル事業

第九條 支部ノ事業ヲ遂行スル爲ニ支部理事會支部評議員會並ニ支部總會ヲ開催ス

支部理事會及支部評議員會ハ必要ニ應ジ支部長之ヲ招集ス

第十條 支部年度ハ曆年ニヨルモノトス

支部總會ハ毎年一月之ヲ開キ諸般ノ報告及必要ナル議事ヲ行フ

第十一條 支部評議員會及支部總會ノ決議並ニ各年度豫算及決算ハ之ヲ日本鐵鋼協會々長ニ報告シ其承認ヲ經ルヲ要ス

第十二條 支部評議員會及支部總會ノ議決ハ出席會員ノ過半數ニヨルモノトス

第十三條 支部ノ經費ハ寄附金及日本鐵鋼協會ノ補助金ヲ以テ之ニ支辨ス

第十四條 本規則ヲ變更セントスルトキハ支部總會ヲ開キ出席會員ノ過半數ノ同意ト日本鐵鋼協會々長ノ承認ヲ經ルヲ要ス

社團 日本鐵鋼協會北海道支部規則

第一條 當支部ハ日本鐵鋼協會北海道ト稱ス

第二條 北海道支部事務所ハ室蘭市茶津町日本製鋼所室蘭製作所内ニ置ク

第三條 北海道支部會員ハ北海道及之ニ近接スル地方ニ在住ノ日本鐵鋼協會々員トス

第四條 北海道支部ハ日本鐵鋼協會トノ連絡ヲ緊密ニシ會員ノ學術進步技術ノ交換並ニ親睦ヲ計ルヲ目的トス

第五條 支部ノ事業ハ左ノ如シ

- 一 講演會、坐談會ノ開催
- 二 見學、視察
- 三 其他必要ト認メタル事業

第六條 支部ニ左ノ役員ヲ置ク

支部長 一名

支部幹事 若干名

支部評議員 二十名

第七條 支部長ハ支部幹事ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

支部幹事ハ支部評議員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

支部評議員ハ日本鐵鋼協會正會員タル會員ヨリ總會ニ於テ選舉スルモノトス

第八條 役員ノ任期ハ二ケ年トス 但シ重任ヲ妨ケス

役員中缺員ヲ生シ會務遂行上必要ト認メタルトキハ支部評議員會ニ於テ補缺員ヲ選舉ス但シ任期ハ前任者ノ任期ニヨル

第九條 支部ノ事業ヲ遂行スル爲ニ支部幹事會、支部評議員會並ニ支部總會ヲ開催ス

支部幹事會及支部評議員會ハ支部長之ヲ招集ス

第十條 支部長ハ支部ヲ代表シ會務ヲ總理ス 支部長事故アルトキハ支部幹事ノ一人之ヲ代理ス

第十一條 支部幹事ハ常務ヲ處理シ支部評議員ハ總會ニ於テ議決スヘキ事項以外ノ會務ヲ評議決定ス

第十二條 支部年度ハ曆年ニヨル、支部總會ハ毎年一月ニ之ヲ開キ諸般ノ報告及必要ナル議事ヲ行フ

但シ必要ニ應ジ臨時ニ總會ヲ開催スルコトアルヘシ

第十三條 支部評議員會及支部總會ノ決議並ニ各年度豫算及決算ハ之ヲ日本鐵鋼協會々長ニ報告シ其承認ヲ經ルヲ要ス

第十四條 支部評議員會及支部總會ノ議決ハ出席會員ノ過半數ニヨルモノトス

第十五條 支部ノ經費ハ寄附金及日本鐵鋼協會ノ補助金ヲ以テ之ヲ支辨ス

第十六條 本規則ヲ變更セントスルトキハ支部總會ヲ開キ出席會員過半數ノ同意ヲ得タル上日本鐵鋼協會々長ノ承認ヲ經ルヲ要ス

社團 日本鐵鋼協會中國支部規則

第一條 當支部ハ中國支部ト稱ス

第二條 中國支部事務所ハ之ヲ廣島市又ハ其ノ近郊ニ置ク

第三條 中國支部會員ハ鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、愛媛縣、高知縣在住ノ日本鐵鋼協會々員トス

第四條 支部ニ左ノ役員ヲ置ク

支部長 一名

理事 若干名

常務理事 一名

評議員 若干名

役員ハ日本鐵鋼協會々長ノ指名依頼ニ依ルモノトス

第五條 支部長ハ支部ヲ代表シ會務ヲ總理ス

支部長事故アルトキハ理事ノ内一名會務ヲ代行ス

第六條 役員ノ任期ハ二ケ年トシ重任ヲ妨ケス

第七條 支部ノ事業ハ左ノ如シ

- 一 講演會、坐談會ノ開催
- 二 見學視察
- 三 本部ヨリ指示セラレタル事業
- 四 其ノ他適當ト認メラルル事業

第八條 支部ノ事業ヲ遂行スルタメ理事會並ニ支部總會ヲ招集ス

第九條 支部年度ハ曆年ニヨルモノトス

第十條 支部總會ハ毎年一月之ヲ開キ諸般ノ報告及必要ナル議事ヲ行フ

第十一條 支部總會及理事會ノ決議並ニ各年度豫算及決算ハ之ヲ日本鐵鋼協會々長ニ報告シ其ノ承認ヲ經ルヲ要ス

第十二條 支部總會及理事會ノ議決ハ出席會員ノ過半數ニヨルモノトス

第十三條 支部ノ經費ハ寄附金及日本鐵鋼協會ノ補助金ヲ以テ之ヲ支辨ス

第十四條 本規則ヲ變更セントスルトキハ支部總會ヲ開キ出席會員過半數ノ同意ト日本鐵鋼協會々長ノ承認ヲ經ルヲ要ス

附則

- 一 當支部事務所ハ當分左記ノ通り設置ス
廣島縣安藝郡船越町字入川二一八六番地
株式會社日本製鋼所廣島製作所内
社團法人日本鐵鋼協會中國支部

社團法人 日本鐵鋼協會九州支部規則

第一條 當支部ハ九州支部ト稱ス

第二條 九州支部事務所ハ之ヲ八幡市ニ置ク

第三條 九州支部會員ハ九州地方ニ在住ノ日本鐵鋼協會々員トス

第四條 支部ニ左ノ役員ヲ置ク

- 支部長
- 幹事
- 評議員
- 評議員ハ三十名トシ支部正員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム
- 幹事ハ十五名トシ評議員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム
- 支部長ハ幹事ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 支部長ハ支部ヲ代表シ會務ヲ總理ス

支部長事故アルトキハ幹事ノ一人之ヲ代理ス

第六條 役員ノ任期ハ二ケ年トシ支部總會ニ於テ支部

員ノ投票ニヨリ之ヲ定ム 但シ改選前評議員會ハ豫メ候補者ヲ推薦シ之ヲ支部正員全部ニ豫告シ參考ニ供スルモノトス

第七條 前支部長ハ幹事會及評議員會ニ出席シ意見ヲ開陳シ且決議ニ加ハルコトヲ得ルモノトス

第八條 支部ノ事業ハ左ノ如シ

- 一 講演會、座談會ノ開催
- 二 見學視察
- 三 其他適當ト認メラルル事業

第九條 支部ノ事業ヲ遂行スルタメ幹事會、評議員會並ニ支部總會ヲ開催ス

幹事會評議員會ハ必要ニ應シ支部長之ヲ招集ス

第十條 支部年度ハ曆年ニヨルモノトス

支部總會ハ毎年一回之ヲ開キ諸般ノ報告及必要ナル議事ヲ行フ

第十一條 評議員會及支部總會ノ決議並ニ各年度豫算及決算ハ之ヲ日本鐵鋼協會々長ニ報告シ其承認ヲ經ルヲ要ス

第十二條 評議員及總會ノ議決ハ出席會員ノ過半數ニヨルモノトス

第十三條 支部ノ經費ハ寄附金及日本鐵鋼協會ノ補助金ヲ以テ之ヲ支辨ス

第十四條 本規則ヲ變更セムトスルトキハ支部總會ヲ開キ出席會員過半數ノ同意ト日本鐵鋼協會々長ノ承認ヲ要ス

附則

本規則ハ昭和二十年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

日本鐵鋼協會服部博士記念資金取扱規則

一條 本會ハ本規則ノ定ムル處ニ依リ服部博士記念資金寄附者ノ申出ニ係ル左ノ指定條件ヲ實施スルモノトス

- 一 本記念資金ハ服部博士ノ名ニ於テ左記條件ヲ以テ日本鐵鋼協會ニ之ヲ寄附スルコト
- 二 本記念資金ノ一部(千圓以内)ヲ以テ服部博士ノ胸像ヲ作成シ之ヲ贈呈スルコト
- 三 本記念資金ノ保管ハ日本鐵鋼協會ニ於テ確實ナル信託會社ニ現金又ハ帝國公債ヲ信託スルコト
- 四 本記念資金ノ使途及其ノ決定ハ左ノ方法ニヨル
 - (一) 鐵鋼ニ關スル學術並ニ技術ノ發達上ニ貢獻シ特ニ推獎ニ値スル者ニ對スル表彰並ニ其ノ他鐵鋼ニ關スル調査研究資金ニ充當スルコト
 - (二) 前項ノ表彰ニ關スル調査ハ毎年一回以上之ヲ行フコト
 - (三) 右ノ表彰並ニ調査研究資金ノ支出ニ就テハ日本

鐵鋼協會ノ選出シタル委員協議ノ上之ヲ決定スルコト

五. 本記念資金ハ大レヨリ生スル利息ノミヲ使用スルモノトス

六. 日本鐵鋼協會ハ毎年一回本記念資金ノ收支計算ヲナシ之ヲ日本鐵鋼協會々誌ニ掲載報告スルコト

第二條 第一條ノ條件中第四項ノ三ニ該當スル記念資金委員ハ本會理事並ニ理事會ノ推薦ニカ、ルモノニシテ委員總數ハ三十名以内トシ其ノ任期ハ二ケ年トス但シ連続重任ヲ妨ケサルモノトス

第三條 前項ノ委員ハ記念資金委員會ヲ組織ス

第四條 記念資金委員會ノ事務ヲ處理スル爲メ左ノ役員ヲ置ク

委員長 一名 幹事 若干名

第五條 委員長ニハ日本鐵鋼協會々長、幹事ニハ理事之ニ當ルモノトス

第六條 記念資金利子ヲ以テ左ノ事業ヲ行フ

- 一. 服部賞牌ノ授與
- 二. 服部賞金ノ授與
- 三. 鐵鋼ニ關スル調査、研究資金ノ補助並ニ參考資料ノ調製配布

第七條 服部賞牌ハ鐵鋼ニ關スル學術上及技術上ノ進歩發達ニ顯著ナル貢獻ヲ爲シタル者ニ授與スルモノトス

第八條 服部賞金ハ鐵鋼ニ關スル有益ナル論文ヲ發表シタル者又ハ實施作業上技術ノ改良發達ニ貢獻シタル者ニ授與スルモノトス

第九條 服部賞牌及服部賞金ハ通常總會ニ於テ之ヲ授與スルモノトス

第十條 記念資金委員ニシテ服部賞牌又ハ服部賞金授與候補者ノ推薦ヲナサントスルトキハ其ノ理由ヲ附シテ記念賞金委員會ニ之ヲ提議スルモノトス

第十一條 記念資金委員會ハ豫メ資格ヲ審査シ之ヲ全委員ニ通知シテ其投票ヲ求メ受領者ヲ選定スルモノトス

第十二條 前條ノ議決ニ關スル投票ハ無記名トシ有効投票總數ノ四分ノ三以上ノ賛成アルコトヲ要ス

第十三條 第六條第三項ハ同條第一、第二項ノ實施以外餘裕アリタル場合ニ限り之ヲ實施スルモノトシ記念資金委員會ノ承認ヲ經ルヲ要ス

第十四條 毎年一回本記念資金ノ收支計算ヲナシ之ヲ本會ノ特別會計トシテ通常總會ニ報告シ日本鐵鋼協會々誌「鐵と鋼」ニ掲載スルモノトス

〔附〕 昭和五年七月九日決定同日ヨリ施行

日本鐵鋼協會香村博士寄贈資金取扱規則

第一條 本會ハ本規則ノ定ムル處ニ依リ香村博士寄贈資金帝國五分利公債額面金貳萬圓ノ取扱ニ關シ寄贈者ノ

申出ニ係ハル左記希望條件ヲ實施スルモノトス

一. 本資金ノ一部ハ帝國公債トシテ永ク之ヲ保存シ其利子ノ一部或ハ全部ヲ以テ鐵鋼ノ理論又ハ作業ニ關スル有益ナル發見發明或ハ新案ヲ得タル學者、技術者又ハ工務員ヲ獎勵又ハ表彰スルコト

二. 前項ノ保存金額ハ第三項ニ掲クル支出ノ爲メ時宜ニ依リ之ヲ變更スルコトアルモ一定ノ最少限度以内ニ減額セサルコト

三. 前項ニ掲クル保存金以外ノ資金及第一項ニ掲クル用途以外ノ利子ハ社團法人日本鐵鋼協會ノ目的達成上適切有効ト認メラルル事柄ニ向ツテ適宜之ヲ支出スルコト

四. 本資金ノ管理、支出其他一切ノ處理ニ就テハ社團法人日本鐵鋼協會理事會ノ立案ニ基キ同評議員會ノ議ヲ經テ之ヲ決定スルコト

五. 第一項ニ依リ獎勵又ハ表彰セラルヘキ候補者ノ詮衡ニ就キテハ理事會ニ於テ適當ノ方法ニ依リテ之ヲ行ヒ評議員會ノ議ヲ經テ其選定ニ決スルコト

第二條 香村博士寄贈ニ係ハル帝國五分利公債額面金貳萬圓ノ内額面金五千圓ハ之ヲ確實ナル信託會社ニ信託シ又ハ銀行ニ保管ヲ依頼シテ永久ニ保存シ其ノ利子ノミヲ利用スルモノトス

右ノ公債ニシテ償還期限ニ達シタル時ハ其ノ都度同種ノ公債ヲ購入シテ之ヲ補充スルモノトス

第三條 前條ノ永久保存資金ヨリ生スル利子ヲ以テ左ノ事業ヲ行フ

一. 香村賞牌ノ授與

第四條 香村賞牌ハ鐵鋼ノ理論又ハ作業ニ關スル有益ナル發見發明或ハ新案ヲ得タル學者技術者又ハ工務員ヲ表彰スル爲メ授與スルモノトス

第五條 香村賞牌ハ本會總會若クハ講演大會開催ノ機ニ於テ毎年一回之ヲ授與スルヲ原則トス

第六條 本會役員（理事及評議員ヲ總稱ス）ニシテ香村賞牌授與候補者ノ推薦ヲナサントスル時ハ其理由ヲ附シテ之ヲ本會ニ提議スルモノトス

第七條 本會理事會ハ豫メ候補者ノ資格ヲ審査シ評議員會ノ決議ニ依リ受領者ヲ選定スルモノトス

第八條 前條ノ議決ハ出席總員ノ四分ノ三以上ノ賛成アルコトヲ要ス

第九條 第二條ニ掲クル永久資金以外ノ資金並ニ之ヨリ生スル利子及第三條ニ掲クル用途以外ノ利子ハ社團法人日本鐵鋼協會ノ目的達成上適切有効ト認メラルル事柄ニ就キ豫メ理事會ニ於テ審議ノ上評議員會ノ議ヲ經テ之ヲ支出スルモノトス

第十條 前條ノ運用ニ殘額ヲ生シタル時ハ之ヲ銀行預金

トシテ利殖シ將來同一目的ノ運用資金ニ充當スルモノトス

第十一條 本寄贈資金ノ收支ハ毎年一回之ヲ通常總會ニ報告シ日本鐵鋼協會々誌「鐵と鋼」ニ掲載スルモノトス

第十二條 本規則ハ時宜ニ應シ理事會及評議員會ノ議ヲ經テ第一條ニ掲クル寄贈者ノ希望條件ノ精神ニ反セサル範圍ニ於テ之ヲ更改スルコトヲ得ルモノトス
『附』

昭和七年四月十九日決定同日ヨリ施行

日本鐵鋼協會俵博士記念資金取扱規則

第一條 本會ハ本規則ノ定ムル處ニ依リ俵博士記念資金寄贈者ノ申出ニ係ル左ノ指定條件ヲ實施スルモノトス

寄附申込書

一、金五千圓也

元東京帝國大學教授工學博士俵國一氏記念ノ爲メ同博士ノ門人知友相計リ募集致候記念資金ノ内頭書ノ金額ヲ俵記念資金ノ名ヲ以テ貴協會ニ寄附致候間御受納ノ上ハ元金ヲ据置之ヨリ生スル利子ヲ以テ同博士ヲ永遠ニ記念スルニ適當ト認メラルル事項ニ付必要ナル費用ニ充ツル様御取計相成度此段申込候也

昭和九年一月二十七日

森工學博士功績記念會委員總代

第二條 本資金ハ公債其他確實ナル債券ヲ購入シ之ヲ信託會社ニ信託シ又ハ銀行ニ保管ヲ依頼シテ永久ニ保存シ其利子ノミヲ利用スルモノトス

第三條 前條ノ資金ヨリ生スル利子ヲ以テ左ノ事業ヲ行フモノトス

一、日本鐵鋼協會々誌「鐵と鋼」ニ掲載セラレタル論文中前一年ノ実績ヲ審査シ學術上及技術上最モ有益ナル論文寄稿者各壹名ニ對シ毎年一回賞金ヲ贈呈スルモノトス

第四條 前條ノ論文審査ハ本會理事及編輯委員之ニ當リ評議員會ノ決議ヲ經テ受領者ヲ決定スルモノトス

第五條 賞金贈呈式ハ原則トシテ毎年一回本會通常總會ニ於テ之ヲ行フモノトス 但シ場合ニ依リテハ贈呈式ヲ略シ直ニ受領者ニ送金シ之ヲ總會ニ報告スル事アル可シ

第六條 本賞金ハ本會ノ他ノ賞牌又ハ賞金ニ之ヲ加授スルヲ妨ケサルモノトス

第七條 記念資金ノ利子ニ剩餘アル時ハ之ヲ銀行ニ預入レテ利殖シ將來同一事業ノ資金ニ充當スルモノトス

第八條 記念資金ノ收支ハ毎年一回之ヲ本會通常總會ニ

報告シ日本鐵鋼協會誌「鐵と鋼」ニ掲載スルモノトス
附 則

昭和九年二月二十一日評議員會ニ於テ議定ス 但シ本規則ノ運用ハ昭和十年一月ヨリ之ヲ實行スルモノトス

日本鐵鋼協會河村博士寄贈資金取扱規則

第一條 本會ハ本規則ノ定ムル處ニ依リ河村博士寄贈資金金五千圓ノ取扱ニ關シ寄贈者ノ申出ニ係ル左記希望條件ヲ實施スルモノトス

一、本資金ヨリ生スル利子ハ毎年之ヲ積立テテ利殖シ貴會記念祝賀會舉行ノ諸費用ニ充當スルコト

一、本事業ハ貴會理事會ノ立案ニ基キ評議員會ノ決議ヲ經テ之ヲ實施スルコト

一、本事業ハ凡テ社團法人日本鐵鋼協會ノ名ニ於テ之ヲ實行スルコト

第二條 河村博士寄贈ニ係ル金五千圓ハ之ヲ確實ナル信託會社ニ保管ヲ委託シ其利子ノミヲ利用スルコト

第三條 本資金ヨリ生スル利子ハ毎年之ヲ積立テテ利殖シ每十周年本會記念祝賀會ニ際シ左記諸費用ニ充當スルモノトス

(イ) 本邦製鐵事業又ハ本會事業功勞者ノ表彰並ニ追悼會開催ニ要スル費用

(ロ) 記念印刷物ノ配布ニ要スル費用

(ハ) 前二項ノ一部又ハ全部並ニ之ニ附帶スル費用

第四條 本事業ハ本會理事會ノ立案ニ基キ評議員會ノ決議ヲ經テ之ヲ實施スルモノトス

第五條 本事業ハ凡テ社團法人日本鐵鋼協會ノ名ニ於テ之ヲ實行スルモノトス

第六條 本資金ノ收支ハ毎年本會總會ニ之ヲ報告シ日本鐵鋼協會々誌「鐵と鋼」ニ掲載スルモノトス

附 則

本事業ハ本會創立滿三十周年(昭和二十年)ヨリ之ヲ實施スルモノトス

昭和十年四月十四日 評議員會議定

日本鐵鋼協會故野田博士寄贈資金取扱規則

第一條 本會ハ本規則ノ定ムル處ニ依リ故工學博士野田鶴雄君記念事業會ノ申出ニ係ル左記寄附條件ヲ實施スルモノトス

寄附條件

一、故工學博士野田鶴雄君記念事業會(以下記念會ト稱ス)ハ社團法人日本鐵鋼協會(以下鐵鋼協會ト稱ス)ニ金拾壹萬六千圓也ヲ寄附可致ニ付協會内ニ野田文庫ヲ設ケラレ度事

二、記念會ハ本資金募集ニ關スル一切ノ書類ヲ鐵鋼協

會=引渡シ可申=付

(一) 資金募集勸誘狀趣意書及名簿ハ永久=之ヲ保存セラレ度事

(二) 其他ノ書類ハニケ年間保存ノ後可然處分セラレ度事

三. 鐵鋼協會ハ本資金ヲ以テ協會内=野田文庫ヲ設立シ鐵鋼=關スル圖書其他ノ文献ヲ蒐集シ之カ維持保存ヲ爲サレ度事

四. 鐵鋼協會=於テハ本資金ノ取扱=關シ適當ナル規定ヲ設ケラレ度事

五. 鐵鋼協會=於テハ野田文庫ノ圖書ト協會所屬ノ其ノ他ノ圖書ト同一ノ室内=備付ケラルルヲ妨ケサルモ本文庫ノ取扱=付テハ總テ本資金募集勸誘狀及趣意書ノ趣旨=遵ヒ故野田博士ノ功績ヲ記念スル=適當ナル方法ヲ講セラレ度事

六. 本資金ノ内一部ハ文庫ノ設立圖書ノ備付ケ=使用セラレ一部ハ維持資金=充テラレ度事

七. 鐵鋼協會=於テ將來本文庫ノ廢止ヲ要スルカ如キ已ムヲ得サル事由ヲ生シタル場合=於テハ日本製鐵株式會社々長ト協定ノ上決定スル事ト致サレ度事

第二條 第一條ノ寄附條件ヲ實施スルタメ本會=野田文庫委員會ヲ置ク

第三條 委員會ハ本會理事並=理事會=於テ推薦セラレタルモノヲ以テ組織ス

第四條 委員總數ハ二十五名以内トシノ任期ハニケ年トス 但シ連續重任ヲ妨ケサルモノトス

第五條 委員會ノ事務ヲ處理スル爲左ノ役員ヲ置ク
委員長 一名 幹事 若干名

第六條 委員長ハ日本鐵鋼協會々長之=當リ幹事ハ委員長ノ指名トス

第七條 委員會ハ毎年度ノ始メ=ソノ年度ノ豫算ヲ定ムルモノトス

第八條 委員會ハ必要ノ都度開催シ購入圖書ノ選定其他野田文庫ノ整備維持=必要ナル一切ノ事項ヲ協議決定スルモノトス

第九條 寄附資金ノ内金拾萬圓ハ確實ナル信託會社=ソノ保管ヲ委託シテ基金トナシソノ利子ノミヲ文庫維持並=擴充資金=充當スルモノトス

第十條 寄附資金ノ内第九條ノ資金ヲ差引キタル殘額ハ之ヲ確實ナル銀行=預入レソノ元金及利子ヲ三ケ年=分チ圖書ノ購入其他文庫ノ整備=必要ナル資金=充當スルモノトス

第十一條 本規則=ヨル購入圖書名ハ毎月一回之ヲ日本鐵鋼協會々誌「鐵と鋼」=掲載シ且ツ毎年一回圖書目錄ヲ更改シテ之ヲ一般會員=配布スルモノトス ●

第十二條 本規則=依リ購入シタル圖書=ハ故野田博士記念圖書タルコトヲ明記シ他ノ圖書ト混同セザル様整理スルモノトス

第十三條 第九條並=第十條ノ運用ノ剩餘ヲ生シタルトキハ之ヲ銀行預金トシテ利殖シ次年度ノ運用資金=充當スルモノトス

第十四條 毎年一回本寄附資金ノ收支決算ヲナシ之ヲ本會ノ特別會計トシテ通常總會=通告シ日本鐵鋼協會々誌「鐵と鋼」=掲載スルモノトス

第十五條 本規則ハ時宜=應シ委員會並=日本鐵鋼協會評議員會ノ議ヲ經テ第一條=掲クル寄贈者ノ寄附條件ノ精神=反セサル範圍=於テ之ヲ更改スルコトヲ得ルモノトス

第十六條 日本鐵鋼協會=於テ將來萬一本文庫ノ廢止ヲ要スルカ如キ止ムヲ得サル事由ヲ生シタル場合=於テハ日本製鐵株式會社々長ト協定ノ上決定スルモノトス

附 則

第一. 故工學博士野田鶴雄君記念事業會寄附申込狀. 同會資金募集勸誘狀趣意書並=寄附者名簿ハ永久=日本鐵鋼協會=保管シ同會ヨリ引繼キタル他ノ書類ハ少クトモニケ年間保管シ爾後適當=處分スルモノトス

第二. 圖書閱覽=關スル細則ハ別=之ヲ定ム

第三. 昭和十二年二月二十四日決定同年四月九日ヨリ施行

日本鐵鋼協會日本鋼管株式會社 寄贈資金取扱規則

第一條 本會ハ本規則ノ定ムル處=依リ日本鋼管株式會社寄贈資金 參拾萬圓也ノ取扱=關シ寄贈者ノ申出=係ハル左記希望條件ヲ實施スルモノトス

一. 本寄贈資金ノ保管ハ日本鐵鋼協會=於テ確實ナル信託會社又ハ銀行=現金, 帝國公債又ハ確實ナル社債トシテ保管ヲ委託スルコト

二. 本寄贈資金ノ用途及其決定ハ左ノ方法=依ルコト
(一) 本邦鐵鋼事業=關スル學術上並ニ技術上ノ進歩發達=資スル可キ調査研究並ニ之カ普及促進=要スル經濟支辨ノ基金トスルコト

(二) 本寄贈資金=ヨル各年度事業ノ選定並=資金ノ支出=就テハ日本鐵鋼協會ヨリ選出シタル委員ヲ以テ委員會ヲ組織シソノ協議=依リ之ヲ決定スルコト

第二條 本寄贈資金ハ確實ナル信託會社又ハ銀行=現金帝國公債又ハ確實ナル社債トシテ保管ヲ委託シ夫レヨリ生スル利子ノミヲ使用スルモノトス

第三條 第一條ノ條件中第二項ノ(二)=該當スル資金委員ハ本會理事會ノ推薦=係ルモノ=シテ委員數ハ三十名以内トシ其任期ハニケ年トス 但シ連續重任ヲ妨

ケサルモノトス

第四條 前條ノ委員ヲ以テ日本鋼管資金委員會ヲ組織ス

第五條 日本鋼管資金委員會ノ事務ヲ處理スル爲メ左ノ役員ヲ置ク

委員長 一名 幹事 若干名

第六條 委員長及幹事ハ委員ノ互選ニ依ル

第七條 寄贈資金利子ヲ以テ左記ニ要スル經費ヲ支辨スルモノトス

一、鐵鋼ノ學術上竝ニ技術上重要ナル事項ノ調査研究費ノ補助

二、鐵鋼各部門ニ關スル技術上ノ調査研究委員會ノ開催

三、調査研究事項ノ整理竝ニ印刷物ノ調製頒布

四、調査研究事項ノ普及竝ニ促進助長

第八條 前條ノ各項ハ之ヲ日本鐵鋼協會研究部會内規ニ規定スル研究會ニ適用スルコトヲ得ルモノトス

第九條 各年度寄贈資金ノ利子ニヨル前條ノ運用ニ剩餘アル時ハ之ヲ銀行ニ預ケ入レテ利殖シ次年度ノ運用資金ニ充當スルモノトス

第十條 本寄贈資金ハ本會ノ特別會計トシ毎年一回收支決算ヲナシ之ヲ通常總會ニ報告シ且日本鐵鋼協會々誌「鐵と鋼」ニ掲載スルモノトス

第十一條 本規則ハ必要ニ應シ理事會及評議員會ノ議ヲ經テ第一條ニ掲ケル寄贈者ノ趣旨ニ背反セサル範圍ニ於テ之ヲ更改スルコトヲ得ルモノトス

附 則

本規則運用ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

昭和十三年七月十一日評議員會ニ於テ決定即日施行

日本鐵鋼協會日本鋼管株式會社 寄贈資金取扱規細則

第一條 日本鐵鋼協會ハ必要ニ應シ隨時日本鋼管株式會社寄贈資金委員會（以下日鋼資金委員會ト略稱ス）ヲ開催シ資金ノ支出ニ關スル取扱ヲ議定スルモノトス

第二條 日本鐵鋼協會ハ鐵鋼ノ學術上竝ニ技術上有益ナル事項ノ調査、研究者ノ申請ヲ受理シ日鋼資金委員會ノ審議ヲ經テ本資金ヨリ助成金ヲ交付スルコトアルヘシ

第三條 日本鐵鋼協會ハ研究部會内規ニヨル各部會ノ開催竝ニ之ニ關聯スル費用ヲ日鋼資金委員會ノ審議ヲ經テ本資金ヨリ支辨シ得ルモノトス

第四條 日本鐵鋼協會ハ第三條ノ外ニ日鋼資金ニヨル調査會研究會ヲ開催セントスルトキハ日鋼資金幹事會ノ立案ニ基キ同委員會ノ審議ヲ經テ之ヲ決定スルモノトス

第五條 日本鐵鋼協會ハ有益ナル調査研究事項ノ普及竝ニ促進助長ヲ計ル爲メ講演會、講習會、座談會、展覽會、見學會等ヲ開催シ又ハ印刷物ノ調整頒布ヲ爲サントスルトキハ日鋼資金幹事會ノ立案ニ基キ同委員會ノ審議ヲ經テ之ヲ實行シ得ルモノトス

第六條 本會役員（理事、評議員及常務委員）ハ第三條乃至第五條ニ規定スル以外ニ本資金寄贈者ノ精神ニ適合スル有益ナル用途ニ關シ日鋼委員會ニ意見ヲ提出シ其ノ審議ヲ請求シ得ルモノトス

第七條 日本鐵鋼協會ハ第三條乃至第五條ニ規定スル會合ノ開催日時、場所其他必要ナル事項ヲ定メ適當ナル方法ニヨリ之ヲ關係方面ニ周知セシムルモノトス

附 則

本規則ハ昭和十三年九月七日理事會ニ於テ決定即日施行ス

日本鐵鋼協會日本特殊鋼株式會社 寄贈資金取扱規則

第一條 本會ハ本規則ノ定ムル所ニ依リ日本特殊鋼株式會社寄贈金五萬圓也ノ取扱ニ關シ寄贈者ノ申出ニ係ハル左記希望條件ヲ實施スルモノトス

一、本寄贈資金ノ保管ハ日本鐵鋼協會ニ於テ確實ナル信託會社又ハ銀行ニ現金、帝國公債又ハ確實ナル社債トシテ保管ヲ委託シ基金トシテ永久ニ之ヲ保存シ其利子ヲ以テ左ノ事業ヲ行フコト

(一) 基金ノ中金貳萬圓ヨリ生スル利子ヲ以テ特殊鋼ノ學術又ハ技術上ノ進歩發達ニ貢獻シタル學者、技術者又ハ職夫ヲ獎勵又ハ表彰スルコト

(二) 基金ノ中金參萬圓ヨリ生スル利子ハ之ヲ積立テテ利殖シ社團法人日本鐵鋼協會ノ目的達成上適切有効ト認メラルル事柄ニ向ツテ之ヲ支出スルコト

二、本資金ノ管理、支出其他一切ノ處置ニ就テハ社團法人日本鐵鋼協會理事會ノ立案ニ基キ同評議員會ノ議ヲ經テ之ヲ決定スルコト

第二條 本寄贈資金ハ確實ナル信託會社又ハ銀行ニ現金帝國公債又ハ確實ナル社債トシテ保管ヲ委託シ基金トシテ永久ニ之ヲ保存シ其ノ利子ノミヲ使用スルモノトス

第三條 前條ノ基金ノ中金貳萬圓ヨリ生スル利子ヲ以テ左ノ事業ヲ行フコト

一、渡邊賞牌ノ授與

二、渡邊賞金ノ授與

第四條 渡邊賞牌ハ特殊鋼ノ學術又ハ技術上ノ進歩發達ニ特ニ顯著ナル貢獻ヲナシタルモノニ授與スルモノトス

第五條 渡邊賞金ハ特殊鋼ニ關スル有益ナル論文ヲ發表シタル者又ハ實地作業上技術ノ改良及發達ニ貢獻シタル者ニ授與スルモノトス

第六條 渡邊賞牌及渡邊賞金ハ毎年一回通常總會ニ於テ授與スルモノトス

第七條 本會役員（理事及評議員ヲ總稱ス）ニシテ渡邊賞牌又ハ渡邊賞金授與候補者ノ推薦ヲナサントスルキハ其理由ヲ附シ之ヲ本會ニ提議スルモノトス

第八條 本會理事會ハ豫メ候補者ノ資格ヲ審査シ評議員會ノ決議ニ依リ受領者ヲ決定スルモノトス

第九條 前條ノ議決ハ出席議員ノ四分ノ三以上ノ賛成アルコトヲ要ス

第十條 第一條第一項（二）ニ掲クル利子ハ社團法人日本鐵鋼協會ノ目的達成上有効適切ト認メラルル事柄ニ就キ豫メ理事會ニ於テ審議ノ上評議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ支出スルモノトス

第十一條 第三條並ニ第十條ノ運用ニ殘額ヲ生シタル時ハ之ヲ銀行預金トシテ利殖シ將來同一目的ノ運用資金ニ充當スルモノトス

第十二條 本寄贈資金ノ收支ハ毎年一回之ヲ本會通常總會ニ報告シ日本鐵鋼協會々誌「鐵と鋼」ニ掲載スルモノトス

第十三條 本規則ハ必要ニ應シ理事會及評議員會ノ議ヲ經テ第一條ニ掲クル寄贈者ノ趣旨ニ背反セサル範圍ニ於テ之ヲ更改スルコトヲ得ルモノトス

「附」

昭和十三年七月十一日評議員會ニ於テ決定即日施行

日本鐵鋼協會故今泉博士記念資金取扱規則

第一條 本會ハ本規則ノ定ムル所ニヨリ故今泉博士記念資金募集委員會ノ寄贈ニ係ル金拾萬四千七百十三圓ノ取扱ニ關シ左記希望條件ヲ實施スルモノトス
希望條件

鐵鋼ノ科學及技術ニ關スル有益ナル試驗研究者又ハ著述者ニ對スル援助資金ニ充當スルコト

第二條 本記念資金ノ保管ハ日本鐵鋼協會ニ於テ確實ナル信託會社又ハ銀行ニ現金、帝國公債又ハ確實ナル社債トシテ保管ヲ依託シ夫レヨリ生スル利子ノミヲ以テ前條所定ノ希望條件ヲ實施スルモノトス

第三條 寄贈資金ノ各年度支出ニ就テハ日本鐵鋼協會内ニ故今泉博士記念委員會ヲ組織シシノ協議ニヨリ之ヲ決定スルコト

第四條 前條ノ資金委員ハ本會理事及理事會ノ推薦ニ係ラルモノトシ委員數ハ二十五名以内、其任期ハ二ケ年トス 但シ連續重任ヲ妨ケサルモノトス

第五條 記念資金ニ關スル事務處理ノ爲メ左ノ役員ヲ置ク

委員長 一名 幹事 若干名

第六條 委員長ニハ日本鐵鋼協會會長、幹事ニハ理事之ニ當ルモノトス

第七條 本資金ニヨル援助候補者ノ選定ハ毎年一回之ヲ行フヲ原則トス

第八條 本規則ニヨル援助資金受領者ハ毎年一回該年度ノ費用支出ニ關スル計算書並ニ研究（又ハ著述經過）ヲ本會ニ報告スルノ義務アルモノトス

第九條 前條所定ノ運用資金ニ殘額ヲ生シタル時ハ之ヲ銀行預金トシテ利殖シ次年度ノ運用資金ニ充當スルモノトス

第十條 本資金ノ收支ハ毎年一回之ヲ本會通常總會ニ報告シ且ツ日本鐵鋼協會々誌「鐵と鋼」ニ掲載スルモノトス

第十一條 本規則ハ時宜ニ應シ本會理事會及評議員會ノ議ヲ經テ寄贈者ノ希望條項ノ精神ニ背反セサル範圍ニ於テ之ヲ更改スル事ヲ得ルモノトス

昭和十七年十月七日評議員會ニ於テ決定即日施行